

農林金融

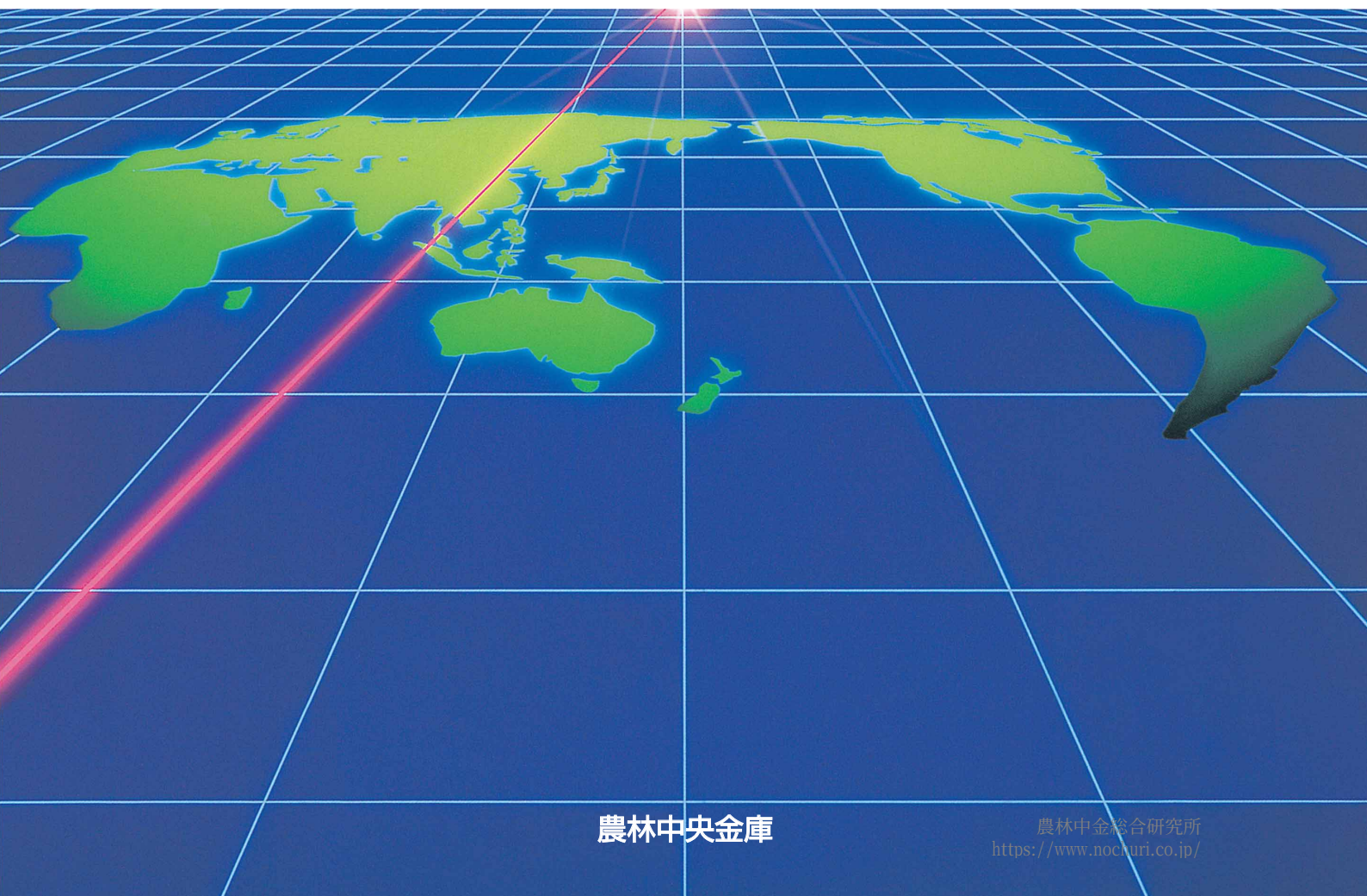
THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 **11** NOVEMBER

多様な論点から農業・農協を考える

●農協経営の回顧

●スイス生乳割当制度の廃止とその後の展開



コロナ禍で一層重要性が増す労働者協同組合法成立

厚生労働省は、都道府県労働局への聞き取りやハローワークに寄せられた相談・報告等をもとに、新型コロナウイルス感染症を理由として解雇等が見込まれる労働者数を公表している。その数は日を追うごとに増え、2020年10月16日現在集計分で累計で6万6,593人となっている。ただしこれは網羅的な調査ではないため、実際にはもっと多くの人が職を失っている可能性が高い。一方で、20年6月24日付の日本経済新聞は、新型コロナウイルス感染問題を機に、インターネット経由で企業や個人から単発の仕事を請け負う「ギグワーカー」が増加し、専用仲介サイトの新規登録者数は20年上半期に延べ100万人増えたことを伝えている。こうした働き方は、手軽に時間やスキルを有効活用できるというメリットがある反面、働き手はフリーランスとして扱われ、雇用労働者と同様の権利が守られないこともある。

そうした状況のなか、20年6月12日に「労働者協同組合法案」が衆議院へ提出され、秋の臨時国会で成立することが期待されている。労働者協同組合は、個人が出資して事業を立ち上げ、自ら働き、経営にも参画する協同組合である。日本では、ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブなどの活動実態があり、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会に加盟する介護・子育て・清掃・第一次産業・若者支援などの事業所では、17年度には1万4,535人が働いていた。しかし、設立根拠となる法律がない状態が続き、長い間法制化を目指した運動が行われていた。

前述のとおりコロナ禍で雇用の不安定さが増しているため、法制化により労働者協同組合の設立が容易になり、その活動が一層活発化することへの期待はより大きくなっている。特に近年、インターネット上で取引相手を結び付ける「デジタルプラットフォーム」の急速な拡大が引き起こした問題を解決するため、諸外国で設立が進んでいる「プラットフォーム協同組合」に、労働者協同組合が多く含まれていることは注目に値する。

20年7月7日付ニューヨークタイムズに掲載されたMichaela Haas博士による「When Someone Hires Me, They Get the Boss Herself」という記事では、アプリで顧客からの申込みを受け付け、清掃サービスを提供するUp & Goというプラットフォーム協同組合について伝えている。記事で紹介されているタピアさんをはじめとする51人の働き手は皆ラテンアメリカ系移民で、労働者協同組合の組合員である。タピアさんは、個人でチラシを配り家政婦やベビーシッターの仕事をしていたが、Up & Goに加わり熟練の働き手として仕事をするようになり、以前の約2倍の時給を得られるようになった。一般的なギグワーカーと異なり、労働者としての権利も保護されている。コロナ禍においては、労働安全衛生庁認定のトレーナーから訓練を受け、自分自身と顧客の安全を守るために防護服を正しく着用し、安全性の基準を確立することを学んだほか、家庭向けではなく事業所向けの仕事をすることでロックダウンの間の減収分の一部を賄ったという。

歴史を振り返れば、大きな困難に直面すると、人々は結集して協同組合を設立し対応してきた。コロナ禍という未曾有の危機に見舞われるなかで、労働者協同組合法が成立しようとしていることへの期待は大きい。

（（株）農林中金総合研究所 調査第一部長 重頭ユカリ・しげとう ゆかり）

今月のテーマ

多様な論点から農業・農協を考える

今月の窓

コロナ禍で一層重要性が増す
労働者協同組合法成立

(株) 農林中金総合研究所 調査第一部長 重頭ユカリ

2000年度以降の動向と18年度の位置づけ

農協経営の回顧

尾高恵美 — 2

民間組織による供給と価格の管理

スイス生乳割当制度の廃止とその後の展開

平澤明彦 — 17

外国事情

中国農村産権交易所の開設と
運営において求められる要件

若林剛志 — 40

談話室

農福と農泊と農協改革

(株) 農林中金総合研究所 理事長 皆川芳嗣 — 38

本棚

公益社団法人大日本農会 編
『平成農業技術史』

行友 弥 — 53

統計資料 — 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

農協経営の回顧

—2000年度以降の動向と18年度の位置づけ—

主席研究員 尾高恵美

〔要 旨〕

本稿では、2018年度を中心に、00年度以降の農協経営を概観した。00年度以降の農協経営は、事業総利益の減少を上回る事業管理費の削減により事業利益を維持してきた。18年度は、事業総利益は横ばいだったが、事業管理費の減少により、事業利益を確保した。

部門別事業損益については、農業関連事業、生活その他事業、および営農指導事業の赤字を、信用事業と共済事業の黒字で補う構図が、部門別損益の集計が開始された04年度以降続いている。とくに近年は、信用事業への依存度が高まっている。預け金は10年代の資金利益の増加を通じて信用事業総利益の増加に寄与してきた。しかし、貯金・預け金利ざやは縮小すると見込まれている。このため、農業関連事業と生活その他事業の損益改善が急務といえよう。

目 次

はじめに

1 経営環境

- (1) 人口動態・一般経済・金融
—長期金利は低迷—
- (2) 農家数・農業
—農家戸数は減少—

2 組織基盤

- (1) 組合数の推移
—広域合併進む—
- (2) 組合員数
—正・准組合員数が逆転—
- (3) 役員数
—減少するなかで女性比率上昇—
- (4) 職員数
—正職員減少、臨時・パート比率上昇—

3 組合員資本と設備投資

- (1) 組合員資本
—内部留保により拡充—
- (2) 設備投資
—回復傾向も施設老朽化進む—
- (3) 外部出資
—農産物加工・販売子会社が増加—

4 主要事業の利用高

- (1) 信用事業
—貯貸率は低下・貯預率は上昇—
- (2) 共済事業
—長期共済保有契約高は減少—
- (3) 農業関連事業
- (4) 生活その他事業
—高齢化に対応した事業が拡大—

5 損益の動向

- (1) 経営概況
—人件費減少により事業利益確保—
- (2) 信用事業損益
—貯金・貸出金利ざや縮小が重荷に—
- (3) 共済事業損益
—事業利益の前年比減少続く—
- (4) 農業関連事業損益
—農産物価格により手数料変動—
- (5) 生活その他事業損益
—損失額は再び拡大—

おわりに

はじめに

本稿では、総合農協の経営動向について、2020年5月に公表された最新データである18事業年度（以下「年度」という）を中心に、少し長期的に振り返ってみたい。主に使用する資料は、農林水産省「総合農協統計表」の全国集計値で、集計対象は信用事業を営む総合農協（以下「農協」という）である。^(注1)以下では、18年度の動きに加えて、部門別損益に関してはその集計が開始された04年度以降、それ以外はデータの得られる範囲で00年度以降の動向を整理した。

（注1）17年3月以降、再編強化法第42条第1項に基づく信用事業譲渡を行い業務の代理を行う農協も含まれる。

1 経営環境

（1）人口動態・一般経済・金融

——長期金利は低迷——

a 人口動態

まず、00年以降の農協経営に大きな影響を与えた外部環境を概観する。人口動態を見ると、07年以降、総人口は死亡数が出生数を上回り自然減が続いている。生産年齢人口は1995年をピークに減少基調が続いており、人手不足が深刻化して、近年は農協でも人材の確保が難しくなっている。

b 一般経済

一般経済についてみると、持続的に物価が下落するデフレが続いた。とくに00年

代から12年にかけて、全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は前年を下回って推移し、農産物価格も低迷した。

また、08年9月のリーマン・ブラザーズの破綻を受けて翌10月に、日経平均株価はバブル後最安値の6,994円90銭まで下落した。

新設住宅着工戸数は、14年の消費税増税の前後の増加と反動減を除くと、06年度の128.5万戸をピークに減少基調で、17、18年度は95万戸前後で推移している。

c 金融

金融政策をみると、バブル崩壊以降、金融緩和が続き、長期貸出金利の指標となる新発10年国債流通利回りは、00年末の1.64%から11年末には0.98%に低下した。さらに12年に誕生した第二次安倍政権の経済政策「アベノミクス」では、三本の矢の1つとして大胆な金融政策を打ち出した。これを受けて日銀は、13年に量的・質的金融緩和政策、さらに16年からはマイナス金利付き量的・質的金融緩和政策（以下「マイナス金利政策」という）を導入した。この結果、新発10年国債流通利回りは、14年末に0.33%、16年末に0.04%、18年末には△0.01%に低下し、農協の貸出金利ぎやの縮小をもたらし、資金利益を大きく押し下げた。

また、金融機関に関しては、02年に策定された金融庁の「金融再生プログラム」に基づいて、集中的に不良債権処理が行われた。

(2) 農家数・農業

—農家戸数は減少—

a 農家数

販売農家、自給的農家、土地持ち非農家を合わせた戸数は、農協の正組合員戸数にほぼ等しい。これをみると、00年の421.8万戸から15年には356.9万戸へと、64.9万戸減少した。^(注2)このうち販売農家数は、00年の233.7万戸から15年には133.0万戸へと、100.7万戸減少した。

b 自然災害

00年以降の自然災害について、農林水産業に4,000億円以上の被害が生じた年の被害額をみると、03年は北海道・東北での冷害等により6,502億円、04年は新潟県中越地震や多数の台風等により1兆5億円、11年は東日本大震災や台風等により2兆7,055億円、16年は熊本地震や台風等により4,358億円、18年は西日本豪雨や北海道胆振東部地震等により6,282億円となっている。自然災害は、地域経済や農業生産に大きな打撃を与えた。とくに11年の東日本大震災では、津波や原子力発電所事故により、組合員や農協自身も避難を余儀なくされたり、営農が困難になった(内田(2012))。農業の復興に向けた取組みは進められているが、19年度末時点で道半ばの地域もある。

c 農業物価

00年代の農産物価格総合は、冷害や台風の影響を受けた03年と04年を除いて、景気低迷や輸入増加により低調だった。景気回

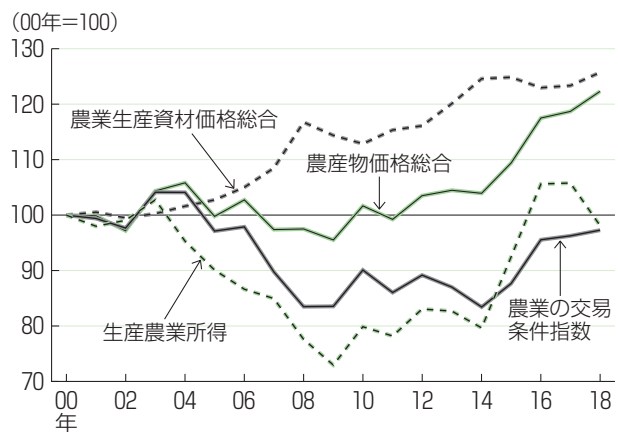
復に伴い、農産物価格総合も09年を底に18年にかけて回復傾向で推移した(第1図)。

米価は、04年と05年、14年と15年にそれぞれ2年連続で前年比10%以上下落した。16年から18年にかけては、主食用米の作付面積縮小により需給が引き締まったこともあり、米価は回復しつつあった。

野菜は、00年にネギや生シイタケの輸入増により国内価格が低迷して、01年にセーフガードが発動された。デフレやリーマン・ショック後の景気低迷の影響を受けて、肉用牛と果実の価格は低迷したが、肉用牛は12年以降、果実は15年以降、回復傾向にあった。

農業生産資材価格総合は、原料の国際価格高騰の影響を受けて、06年から14年にかけて上昇基調で推移した。リーマン・ショック発生前には、投機マネーが商品市場に流入し、原油、肥料やトウモロコシの価格が高騰した。12年には、米国のコーンベルトで大干ばつが発生し、国際価格が高騰し

第1図 農業物価と生産農業所得の推移
(2000年=100)



資料 農林水産省「農業物価統計調査」「生産農業所得統計」

た(山神(2014))。この影響で13年に国内の飼料価格が上昇し、肉用牛価格の低迷とあいまって畜産業に深刻な打撃を与えた。

d 生産農業所得

農業産出額は84年の11兆7,171億円をピークに減少し、00年代も農産物価格の低迷と農業生産の縮小により減少傾向で推移した。農産物価格の持ち直しにより、10年の8兆1,214億円をボトムとして回復しており、16～18年は3年連続で9兆円を超えている。

農業産出額から物的経費を控除し経常補助金を加算した生産農業所得も、農業の交易条件指数の改善とともに近年持ち直しつつある。

(注2) 農林業センサスでは、経営耕地面積10a以上ないし前年の農産物販売金額15万円以上を「農家」としており、農家以外で耕地面積と耕作放棄地面積を合わせて5a以上の場合は「土地持ち非農家」に分類しているが、土地持ち非農家でも農業を営んでいるケースは少なくない。

2 組織基盤

(1) 組合数の推移

——広域合併進む——

90年代に大きく進展した農協の広域合併の動きは、00年度以降も続いている。01年3月末の農協数は1,347組合だったが、04年3月末に952組合と1,000組合を下回り、19年3月末には649組合へと半減した。

広域合併が進み、近年は複数の行政区域を管内とする農協が大宗となっている。その代表的な例が県単一農協である。99年に奈良県農協が誕生したことを端緒に、19年

3月末時点で、奈良県、沖縄県、香川県、島根県が県単一農協となっている。

(2) 組合員数

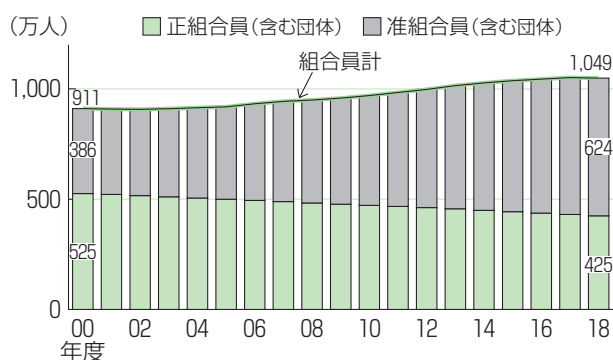
——正・准組合員数が逆転——

次に、組合員、役員、職員の動向をみてみたい。18年度の組合員数は、前年比0.2%減の1,049万人となり、02年度以来、16年ぶりに前年比減少となった(第2図)。これまで組合員数の増加をけん引してきた准組合員の増勢が鈍化したことによる。

18年度の組合員数を00年度と比べると、138万人増加した。この間に正組合員数は525万人から425万人へと100万人減少した一方、准組合員数は386万人から624万人へと238万人増加した。組合員数に占める正組合員の割合は、00年度に57.6%だったが、09年度に49.8%と正准が逆転し、18年度には40.5%となった。

集落営農組織等の農事組合法人の組合員数は、集計が開始された07年度は9,199で、このうち准組合員として加入している割合が57.0%を占めていた。18年度には9,625と

第2図 組合員数の推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」

なり、集落営農組織の法人化が進み、正組合員として加入している割合が71.8%を占めるようになった。

営農経済に関する組合員組織である生産組織数は、00年度の2万4,665組織から、18年度には1万6,649組織へと3分の2に減少した。農協合併により、生産組織の統合が進んだためとみられる。

(3) 役員数

—減少するなかで女性比率上昇—

理事、経営管理委員、監事を合わせた役員数は18年度に1万6,916人となった。農協の合併が進むにつれて役員数も減少しており、00年度の3万2,003人の約半数となった。

このうち経営管理委員は、96年の農協法改正で経営管理委員会制度が設けられ、導入が徐々に広がった。18年度において導入している割合は6.4%である。

また、役員に占める女性の割合は、00年度の0.6%から18年度には8.0%へと上昇した。1組合当たり女性役員をみても、00年度の0.13人から徐々に増え、17年度に2.02人、18年度に2.11人となった。

(4) 職員数

—正職員減少、臨時・パート比率上昇—

正職員と臨時・パート職員を合わせた職員数は、18年度に23万7,040人となり、前年比2.2%減少した。18年度の対00年度比の減少率は年率△1.4%となっている。

このうち営農指導員数は18年度に1万

3,507人となり、前年比1.2%減少した。00年度以降年々減少しているが、18年度の対00年度比減少率は年率△1.0%と、職員数合計の減少率に比べて緩やかとなっている。この間、営農指導員の担当業務別構成比は変化しており、畜産や農業機械技術指導の割合は低下した。一方、販売・取扱高の拡大を反映して野菜の割合と、集落営農など大規模経営体への支援を反映して農家の経営指導の割合がともに上昇した。

また、18年度の外務専従職員数は2万2,613人で、前年比3.9%減少したが、00年度と比較すると年率0.2%の増加となっている。TAC等の営農渉外をはじめとして、組合員・利用者に出向く体制を強化したことを反映しており、職員数に占める割合は00年度の7.2%から18年度には9.5%へと上昇した。

さらに、指導事業と農業関連事業の職員数を合わせてみると、データを遡ることができる11年度の24.3%から18年度には25.7%となり、1.3ポイント^(注3)上昇した。農業者の所得増大と農業生産の拡大を重点目標とする自己改革への取組みを反映したものと思われる。

正職員と臨時・パート職員に分けてみると、18年度の正職員は19万5,508人で、前年比△2.3%、臨時・パート職員は4万1,533人で、△1.7%となった。00年度と比べると、それぞれ、年率△1.8%、0.7%増となっており、職員数に占める臨時・パート職員の割合は00年度の12.0%から18年度には17.5%に上昇した。

正職員数は、00年度以降全体として減少しているが、担当事業別構成比に変化がみられる。共済事業の割合は00年代に拡大したが、11年度以降はほぼ横ばいである。一方で、販売事業職員は近年やや拡大した。

(注3) 販売事業、生産資材購買事業、保管事業、加工事業、指導事業の職員数の合計が全職員数に占める割合。

3 組合員資本と設備投資

(1) 組合員資本

——内部留保により拡充——

次に、組合員資本についてみてみたい。

18年度の組合員資本は6兆6,950億円で、前年比1.7%増加した。連続性のあるデータの得られる06年度以降、前年比増加率は2～3%台で推移してきたが、18年度は1%台に低下した。この間の組合員資本の増加は内部留保によるもので、16年度までは前年比3%台で増加してきたが、17年度と18年度は2%台となった。一方、出資金（回転出資金含む）は、東日本大震災で被災した農協での優先出資受入れ（11年度）とその返済（15年度と16年度）等による変動はあるものの、18年度は1兆5,672億円で、06年度とほぼ同程度となっている。

(2) 設備投資

——回復傾向も施設老朽化進む——

18年度の設備投資推計額は718億円となった。^(注4) 08年度以降をみると、13年度まではおおむね600億円を下回って推移していたが、自己改革を開始した14年度以降は600

億円弱から1,000億円弱に拡大した。

事業所数をみると、18年度は1万6,677か所で、00年度の2万3,347か所に比べて3割ほど減少した。事業別にみると、信用店舗数は00年度に1万4,518か所存在したが、03～04年に決定した「存置最低基準」に基づいて統合が進められ、18年度には7,833か所^(注5)とほぼ半減した。

農業関連事業の共同利用施設や生活その他事業の施設数は全体的に減少傾向にある。とくに、03年度から始まった経済事業改革では、ガソリンスタンド、Aコープなどの生活購買店舗や農機センターといった拠点型事業の損益改善と競争力強化が進められた。これを契機に、子会社化、連合会への移管、場合によっては不採算施設の撤退が行われた。このうち生活購買店舗数は18年度に3,220か所となり、00年度比で3割ほど減少した。

一方で、6次産業化や加工・業務用野菜の産地化に対応した施設は増えている。農産物直売施設数は集計が始まった03年度の864か所から、18年度の1,494か所へと1.7倍に増加した。とくに04年度から06年度にかけては、毎年、前年比100か所以上増加した。また、近年では、青果物貯蔵施設が16、17年度の2年連続で前年を上回った。近年、食の外部化に対応して、加工・業務用野菜の産地化に取り組む農協が増えている。野菜の生育は天候の影響で前後することもあり、安定供給や品質保持のために貯蔵施設を整備したことも反映されていると推測される。^(注6)

このような動きと並行して、事務所、店舗、共同利用施設や車両等で構成される有形減価償却資産は老朽化が進んでいる。その償却度合いを示す資産老朽化比率をみると、18年度は70.5%となり、00年度の62.2%に比べて8.3ポイント上昇した。^(注7)ただし11年度以降は、東日本大震災からの復興やTPP対策の補助事業の活用等により設備投資が増え、71%前後で横ばいで推移している。

一方で、店舗統廃合等によって遊休施設が生じ、近年、減損損失が増加している。08年度以降100億円台で推移していたが、17年度には448億円、18年度には598億円を計上した。

(注4) 設備投資推計額は、減損損失の累計額を控除する前の有形減価償却資産の取得価額の前年比増加額。土地やソフトウェア等無形固定資産は含まない。

(注5) 03年12月にJAバンク中央本部が決定した「JAバンク中期戦略における店舗再構築の取組について」に基づいて、04年7月に全中理事会決定の「JAグループ全体で取り組むJAの支所・支店再構築指針」において、人員と採算性の観点から信用店舗の存置最低基準が示された(小野澤(2006))。

(注6) 例えば、とびあ浜松農協では、加工・業務用キャベツの予冷・保管・貯蔵コスト削減と品質管理を徹底するため、17年12月に冷蔵庫を新設した(18年1月12日付日本農業新聞)。

(注7) 資産老朽化比率＝減価償却累計額／(減価償却資産＋減損損失の累計額)

(3) 外部出資

——農産物加工・販売子会社が増加——

18年度の外部出資額は4兆115億円となった。08年度以降、農林中金、連合会、農業信用基金協会や子会社への増資が行われたことによる。

子会社に注目すると、18年度は736社だっ

たが、県単一農協が連合会と統合した際にその子会社を承継したこともあり、00年度の392社の1.9倍に増加した。業種別にみると、農産物加工・販売の会社は00年度の74社から18年度の141社へと1.9倍に増加したことが目立つ。このなかには農産物直売施設を運営する子会社も含まれているとみられる。

4 主要事業の利用高

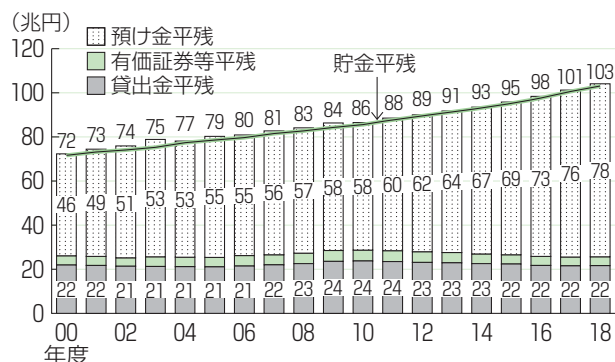
(1) 信用事業

——貯貸率は低下・貯預率は上昇——

次に、主要事業の事業利用高をみてみよう。信用事業の調達をみると、18年度の貯金の月末平均残高(以下「平残」という)は前年比2.5%増の103兆873億円、借入金平残は24.9%増の5,180億円となった。一方、運用では、貸出金平残は前年比0.6%増の21兆6,703億円、有価証券等平残は0.3%増の3兆9,899億円、預け金平残は3.7%増の78兆4,711億円となった。貸出金の年度末残高(以下「末残」という)の内訳をみると、住宅ローンや農業融資がけん引して組合員向けは2年連続の増加となった。

18年度の平残を00年度と比較すると、貯金平残は71兆6,628億円から、金額にして31兆4,246億円増加、年率にして2.0%増加した(第3図)。貯金平残の増加は、運用では預け金平残の増加に直結しており、00年度の46兆2,132億円から、金額にして32兆2,579億円増加、年率にして3.0%増加した。00年代の預け金平残は前年を下回る年もあったが、

第3図 資金運用構成の推移



資料 第2図に同じ

(注) 比較的金額が小さいため、借入金平残は割愛した。

11年度以降は3～4%台の前年比増加率が続いている。

一方、貸出金平残は、00年度の21兆8,768億円から、金額にして2,065億円、年率にして0.1%減となった。住宅金融公庫の融資業務の縮小と独立行政法人化もあり、00年代後半に平残が伸長したが、地域金融機関における競争が激しくなり、11年度から17年度まで7年連続で前年を下回っている。貸出先別に、18年度の末残を00年度と比較すると、組合員向けは年率△0.0%で横ばい、地方公共団体向けは3.0%増、地方公社等向けは△13.5%となった。また、02年以降、金融機関の不良債権が集中的に処理され、農協の貸出金に対するリスク管理債権の割合は04年度の6.9%から徐々に低下し、18年度には1.6%となった。^(注8)

この結果、資金運用構成における預け金の割合が高まった。貯貸率は、00年度の30.5%から18年度の21.0%へと、9.5ポイント低下した一方、貯預率は、同期間に64.5%から76.1%へと11.6ポイント上昇した。

(注8) 農林水産省資料。リスク管理債権とは、貸

出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計。

(2) 共済事業

——長期共済保有契約高は減少——

18年度の長期共済保有契約高は252.7兆円で、前年比△2.8%となった。内訳をみると、生命共済は△6.6%の110.0兆円となった一方、建物更生共済は142.6兆円で、前年比0.3%増と2年連続で前年比増加となった。

00年度と比較すると、長期共済保有契約高は年率△2.4%となった。生命共済は△4.2%で推移したが、建物更生共済は△0.3%にとどまった。建物更生共済の保有契約高は、14年度に生命共済のそれを上回った。人口減少、組合員の高齢化や、大規模な自然災害が影響していると考えられる。

(3) 農業関連事業

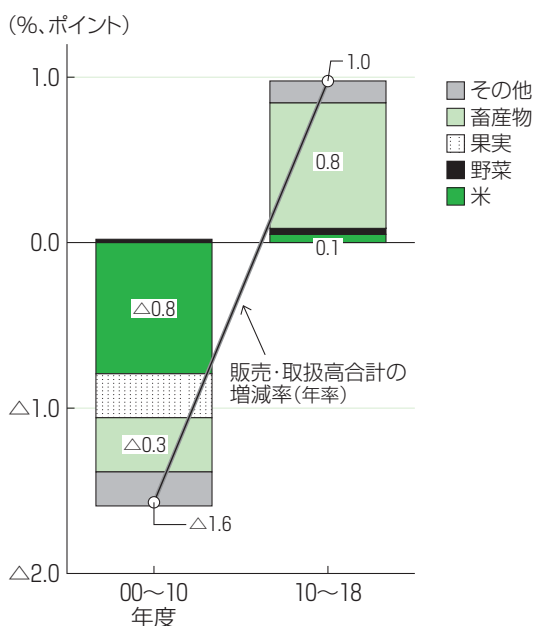
a 販売事業

——畜産物の割合が拡大——

18年度の農産物販売・取扱高は4兆5,679億円で、前年比2.5%の減少となった。野菜と米の販売・取扱高減少が影響した。00年度は4兆9,508億円であったので、金額にして3,829億円減少、年率にして0.4%の減少となった。

大きく、00年代(00～10年度)と10年代(10～18年度)に分けてみると、00年代は金額にして7,245億円減、年率にして1.6%の減少、10年代は金額にして3,417億円増、年率にして1.0%の増加となった(第4図)。00年代は、前述したようにデフレ経済下で、農産物価格が全般的に低迷するなかで、と

第4図 農産物販売・取扱高増減率の寄与度分解



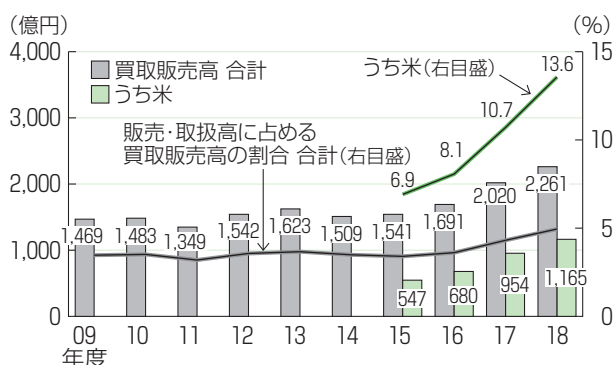
資料 第2図に同じ

くに米の販売・取扱高の落ち込みが大きかった。一方、10年代の増加は、肉用牛価格の上昇により、畜産物がけん引した。

この結果、販売・取扱高の構成比は大きく変化した。畜産物の割合は00年度の25.0%から18年度の29.6%に、野菜の割合は26.0%から28.7%に、それぞれ上昇した。一方、米の割合は24.4%から5.6ポイント低下して18.8%となった。

また、販売事業では、農協による買取りが徐々に増加してきたことも特徴である。自己改革が本格的に開始された14年度以降、買取販売高は年々増加しており、18年度には販売・取扱高の4.9%に相当する2,261億円となった（第5図）。とくに米において顕著であり、15年度の547億円から18年度には1,165億円へと2.1倍に増えており、販売・取扱高に占める割合は13.6%となった。

第5図 農産物買取販売高の推移



資料 第2図に同じ

b 生産資材購買事業

—原料の国際価格が影響—

18年度の生産資材供給・取扱高は、前年比0.9%増の1兆8,469億円となった。2年連続で前年を上回った。主に燃料と飼料の供給・取扱高が増加したことによる。農業機械は、消費税増税を翌年に控えた13年度には駆け込み購入で供給・取扱高が急増したが、18年度は目立った動きはみられなかった。

中間投入額に対する農協の生産資材供給・取扱高の割合により、18年度の農協のシェアをみると、肥料は46.4%、農薬は41.6%、飼料は23.0%となり、3品目とも前年比で^(注9)上昇した。例えば肥料については、農協、経済連や全農が銘柄集約と価格引下げに取り組んだ効果があらわれたものと思われる。

00年度以降の推移をみると、原料の国際価格の動向の影響が大きい。07年度から08年度にかけては、原料の国際価格が高騰した影響で、燃料、肥料や飼料の供給・取扱高、13年度には、トウモロコシの国際価格上昇の影響で飼料の供給・取扱高が増加した。

c 6次産業化

—直売所の位置づけ向上—

農業関連事業に関して、6次産業化の観点から、農産物加工と農産物直売所の動向についてみてみたい。農林水産省「6次産業化総合調査」により18年度における農協直営の販売金額をみると、農産物加工は3,139億円、農産物直売所は3,609億円で、前年比4.5%、9.1%、それぞれ増加した。農協のシェアは、いずれも33.4%となっている。

これらの事業は子会社や女性部が運営していることが少なくない。そこで子会社や生産者グループを含めた「農協等」の販売金額をみると、18年度の農産物加工は5,878億円、直売所は8,978億円となり、シェアは^(注10)62.5%、83.2%となっている。

データが得られる11年度と比較すると、加工について、直営は年率△0.1%、「農協等」でみると2.0%増、直売所については、直営で5.4%増、「農協等」でみても3.8%増となった。

このように、6次産業化のなかでも直売所の伸びが顕著となっている。購買事業に分類されている農産物直売所、子会社や女性部が運営している農産物直売所の販売金額は、「総合農協統計表」の販売・取扱高に計上されておらず単純な比較はできない。参考までに、「6次産業化総合調査」の農産物直売所販売金額の、「総合農協統計表」の農産物販売・取扱高に対する割合をみると、直営の場合は11年度の5.9%から18年度の7.9%へと2.0ポイント、「農協等」でみると、同期間に16.3%から19.7%へと3.3ポイント、

それぞれ上昇しており、販売事業における農産物直売所の位置づけは着実に高まっているといえよう。

d 組合の行う農業経営

—取り組む農協が増加—

09年の農地法と農協法の改正により、それまでの子会社（いわゆる「JA出資型農業法人」）に加えて、農協本体でも総会の決議に基づいて農業経営を行うことができるようになった。農業者のリタイアによる耕作放棄地の増加を背景に、法改正を契機として、自ら実施する農協が増えている。09年度は4組合、全体の0.5%だったが、18年度には57組合、8.9%となり、実施面積も18haから1,017haに拡大した。JA出資型農業法人が引き受けている農地は概して条件が悪く、分散している場合も少なくないため、採算性の確保が課題となっている（内田・小針（2015））。農協直営の農業経営でも同様の状況が懸念される。

（注9）18年の中間投入額は概算値。

（注10）農林水産省「6次産業化総合調査」では、「農協等」には、農協（連合会を含む）、農協が50%以上出資する子会社、生産者グループ、都道府県、市区町村、第3セクターを含む。

(4) 生活その他事業

—高齢化に対応した事業が拡大—

18年度の生活物資供給・取扱高は前年比3.9%減少して6,537億円となった。品目別には食料品が大きく減少した。

00年度の生活物資供給・取扱高は1兆4,733億円であったので、18年度はその4割強となっている。子会社化、連合会への移

管、場合によっては不採算店の撤退により、統計の集計対象である直営の生活物資供給・取扱高は大きく減少した。

また、生活物資購買以外の生活その他事業では、組合員の高齢化に対応して、老人福祉施設と葬祭センターを運営する組合の割合が上昇した。老人福祉施設は00年度の39.3%から09年度には47.1%に上昇したが、18年度には40.1%となった。葬祭センターについては、00年度は18.5%、センター数は324か所だったが、18年度には38.7%、593か所に増加した。

5 損益の動向

(1) 経営概況

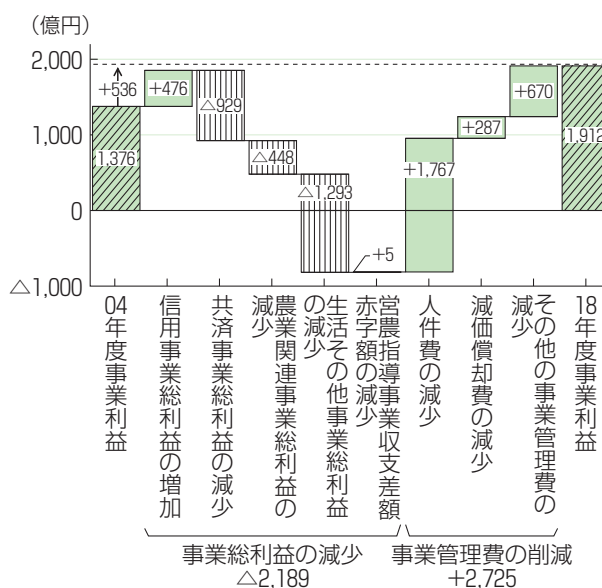
—人件費減少により事業利益確保—

以上を踏まえて損益の動向をみると、18年度の事業総利益は1兆8,014億円で前年比0.03%増とほぼ横ばい、事業管理費は1.0%減の1兆6,102億円であったため、事業利益は9.6%増の1,912億円となった。事業総利益の前年比増加は、農業関連事業総利益が大幅に増加した15年度以来3年ぶり、18年度の増加には信用事業総利益が寄与した。

経常利益は7.0%増加したものの、減損損失等の特別損失が増加したため、税引前当期利益は4.8%減少し、1,862億円となった。

18年度の事業利益を、部門別損益の集計が開始された04年度と比較すると、金額にして536億円増加、年率にして4.2%増であった（第6図）。要因をみると事業総利益は金額にして2,189億円減少した。信用事業総

第6図 2018年度事業利益の2004年度比増減要因



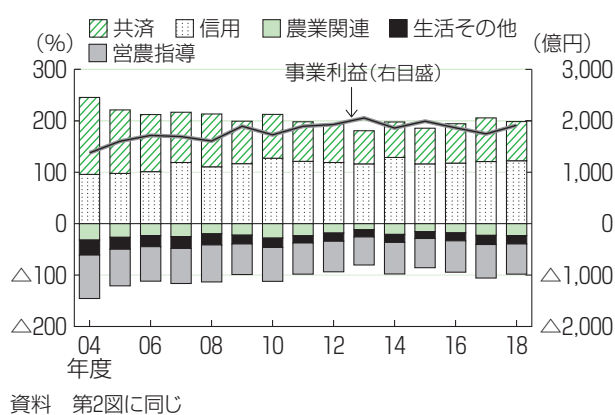
資料 第2図に同じ

利益は増加したが、生活その他、共済、農業関連事業総利益は減少した。事業利益の増加には、事業総利益の減少を上回る事業管理費減少の効果が大きく、とくに正職員の減少と、パート・臨時職員比率の上昇による人件費の減少が寄与した。この結果、事業管理費比率（事業管理費／事業総利益）は、00年度の98.1%、04年度の93.2%から、18年度には89.4%に改善した。

事業利益の部門別構成比をみると、信用事業利益の割合は、04年度の95.7%から、18年度には122.3%となり、信用事業への依存度が高まった（第7図）。

以下では、部門別に損益の動向をみてみたい。長期的な動向については、部門別損益の集計は04年度から始まったため、00年代は04～10年度（以下「Ⅰ期」という）とし、10年代は10～18年度（以下「Ⅱ期」という）とした。

第7図 事業利益の部門別構成比



(2) 信用事業損益

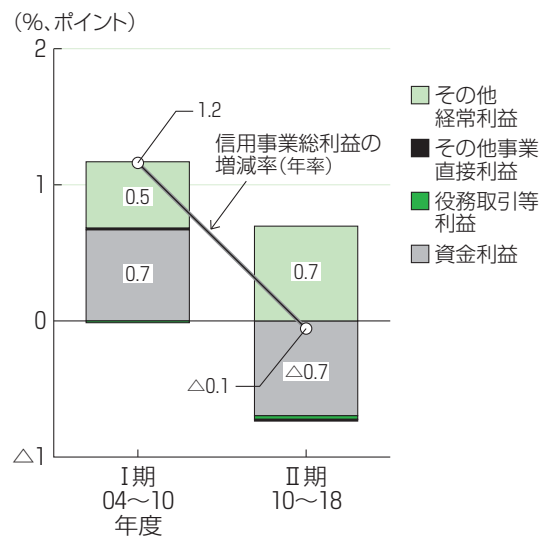
—貯金・貸出金利ざや縮小が 重荷に—

18年度の信用事業総利益は前年比28%増の7,642億円となった。預け金の平残増加と利ざや拡大により、資金利益が増加したことが寄与した。信用事業管理費も0.3%減少したため、信用事業利益は10.8%増の2,338億円となった。

18年度の信用事業利益を04年度と比較すると、金額にして1,021億円増加、年率にして4.2%増加した。信用事業総利益の増加（476億円）と、信用事業管理費の減少（△544億円）がともに寄与している。

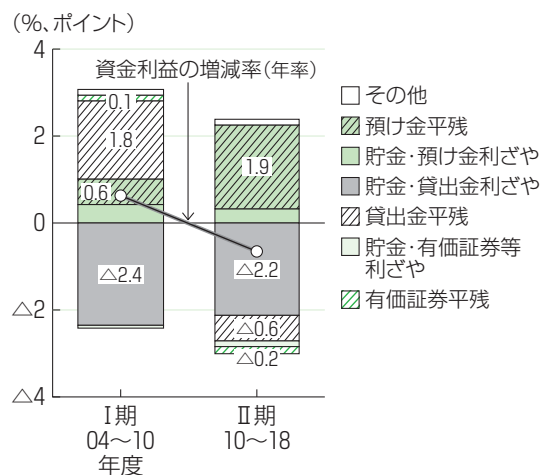
信用事業総利益は、Ⅰ期には514億円、年率1.2%で増加した。資金利益の寄与度が0.7ポイントと大きかった（第8図）。一方Ⅱ期には、信用事業総利益は38億円減少し、増減率は年率△0.1%であった。前述したようにリスク管理債権比率が低下し、その処理コスト減少により、その他経常利益は増加に寄与したが、資金利益の減少により相殺された。

第8図 信用事業総利益増減率の寄与度分解



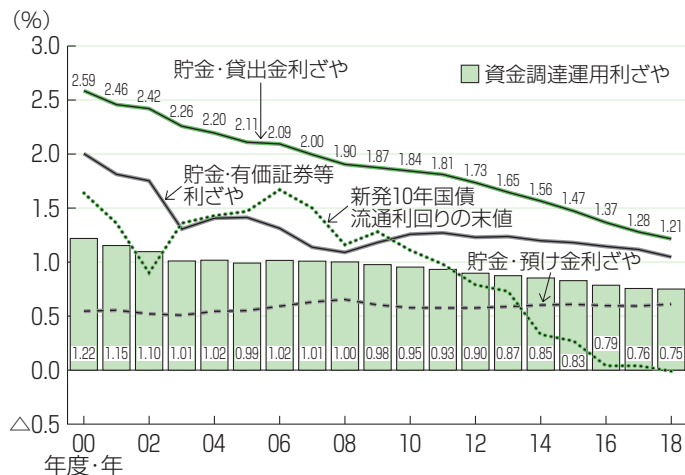
信用事業総利益の大宗を占める資金利益の寄与度をみると、貯金・貸出金利ざやの縮小が最も大きく影響したことはⅠ期とⅡ期で共通している（第9図）。これは前述したように、超低金利政策の継続により、長期貸出金利の指標となる新発10年国債の低迷が続き、貯金・貸出金利ざやが著しく縮

第9図 資金利益増減率の寄与度分解



(注) 残高および利ざやの増減要因が重なる部分については収支増減額の構成比に応じて投分した。

第10図 利ざやの推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」、内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」

(注) 新発10年国債流通利回りは各年の最終出来値。

小したことによる（第10図）。

I期とII期の大きな違いは、貸出金平残がI期では増加してプラスに寄与したが、II期では減少しマイナスの寄与に転じたことである。II期には、地方公共団体や地方公社等向け貸出の大幅な減少が影響した。一方、資金運用構成における預け金の割合が上昇したことに伴い、II期に預け金平残の寄与度は拡大した。

(3) 共済事業損益

—事業利益の前年比減少続く—

18年度の共済事業総利益は、付加収入の前年比減少額が、共済事業費用の減少額を上回ったため、共済事業総利益は前年比1.9%減少した。共済事業管理費も減少したが、共済事業利益は前年比1.5%の減少となった。長期共済保有契約高の減少に伴い、04年度比の共済事業利益は年率2.5%で減少した。

(4) 農業関連事業損益

—農産物価格により手数料変動—

18年度の農業関連事業総利益は前年比1.2%減の4,032億円、事業管理費は0.1%減の4,473億円であったため、441億円の事業損失となり、損失額は前年比45億円（11.4%）拡大した。

農業関連事業損失額を長期的にみると、04年度の440億円から、13年度には240億円まで減少したが、14年度以降、再び拡大した。このため18年度の事業損失額は04年度とほぼ同水準となった。

農業関連事業総利益が448億円減少したが、農業関連事業管理費も447億円減少したためである。事業管理費については、共通管理費配賦前事業管理費に占める農業関連事業の割合をみると、自己改革の推進に向けた職員等経営資源のシフトを反映して、04年度の20.9%から、18年度には22.0%へと1.1ポイント上昇した。

信用事業総利益と同じくI期とII期に分けてみると、I期（04～10年度）の農業関連事業総利益は、後述するように農産物価格の低迷等で販売手数料収入が減少したことにより、金額にして379億円、年率にして1.5%減少したが、II期（10～18年度）は、△69億円、△0.2%とほぼ横ばいとなった。農業関連事業管理費はI期に年率1.2%減少したが、経営資源のシフトも影響してII期は0.3%減にとどまった。

農業関連事業総利益について、主要な源泉の1つである販売手数料収入について増

減要因を少し詳しくみてみたい。^(注11)米、野菜、果実、畜産物を取り上げて、農業生産、農協シェア、価格、手数料率に寄与度分解したものを第11図に示した。

販売手数料収入は、Ⅰ期に金額にして79億円、年率にして1.1%増加した。米と野菜の手数料率の上昇が増加に寄与した。手数料率の上昇は、比較的手数料率が高い農産物直売所の取扱いを、一部の農協で生活購買事業から販売事業に変更したこと、加えて米については、一部の農協で販売・取扱高に一定の割合を乗じる定率制から、販売重量に対して一定額を乗じる定額制に変更したことも影響しているとみられる。一方で、00年代は、米価の下落、および農業者の高齢化に伴うリタイア等により農業生産が縮小したことが大きな下押し要因となった。

Ⅱ期に、販売手数料は金額にして199億

円、年率にして1.8%増加した。価格の回復が寄与した。米は主食用米の作付面積の減少、野菜は自然災害等による出荷量の減少、肉用牛等需要拡大により、価格が上昇したことによる。

(注11) 農産物販売事業では、受託販売取扱高が大部分を占めているため、ここでは受託販売の手数料と買取販売の粗利益を合わせて、「販売手数料収入」という。

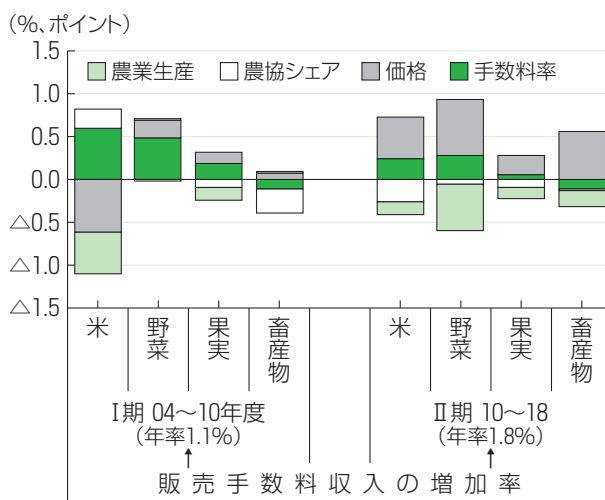
(5) 生活その他事業損益

—損失額は再び拡大—

18年度の生活その他事業総利益は前年比3.4%減の1,873億円、事業管理費は2.7%減の2,190億円であったため、317億円の事業損失となり、損失額は5億円(1.7%)拡大した。

生活その他事業損失額を長期的にみると、04年度の399億円から、15年度には262億円まで減少したが、近年再び拡大しつつある。撤退の一方で、採算性の確保が見込めない地域においても、農協が生活インフラを支える最後の砦として、食料品やガソリンといった生活必需品の供給を行っていることも少なからず反映しているとみられる。

第11図 農協の販売手数料収入増減率の寄与度分解



資料 農林水産省「総合農協統計表」「生産農業所得統計」「農産物価統計調査」

(注) 1 その他の品目は割愛した。

2 手数料率および価格の増減要因が重なる部分については、手数料率の寄与度に含めた。

おわりに

本稿では、18年度を中心に、00年度以降の農協経営を概観した。00年度以降の農協経営は、事業総利益の減少を上回る事業管理費の削減により事業利益を維持してきた。18年度は、事業総利益は横ばいだったが、事業管理費の減少により、事業利益を確保

した。

部門別事業損益については、農業関連事業、生活その他事業、および営農指導事業の赤字を、信用事業と共済事業の黒字で補う構図が、「総合農協統計表」で部門別損益の集計が開始された04年度以降続いている。とくに近年は、信用事業への依存度が高まっている。しかし、長びく金融緩和政策や貸出をめぐる金融機関の競争激化など、信用事業の環境は厳しさを増している。このため、農業関連事業と生活その他事業の損益改善が急務となっている。このようなことから18年度は部門別損益構造の転換点となる可能性がある。

農協の経営資源をみると、ヒトに関しては、自己改革と組合員の多様化への対応が求められるなかで、正職員は減少し、臨時・パート職員の割合が高まっている。業務の標準化や効率化とともに、人材育成の重要度が増している。モノに関しては、共同利用施設の老朽化が進んでおり、組合員の合意を得ながら、地域での利用実態の変化に合わせた再編と更新が課題といえよう。

<参考文献>

- ・板橋衛（2020）『果樹産地の再編と農協』筑波書房
- ・内田多喜生（2012）「大震災からの農業復旧・復興へ向けた農協の取組みについて」『農林金融』3月号、23～30頁
- ・内田多喜生・小針美和（2015）「JA出資型農業法人の動向と新たな役割」『農林金融』4月号、16～30頁
- ・小野澤康晴（2006）「2004年度の農協経営の動向」『農林金融』8月号、68～73頁
- ・小峰隆夫（2019）『平成の経済』日本経済新聞出版社
- ・両角和夫（2017）「「農協改革」をめぐる政府の検討と農協系統組織の対応」日本農業研究所研究報告『農業研究』第30号、153～224頁
- ・山神堯基（2014）「米国のトウモロコシ生産—2014/15年の生産概況—」『畜産の情報』8月号
- ・国土交通省「住宅着工統計」
- ・国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」
- ・総務省「人口推計」「消費者物価指数」
- ・内閣府「令和元年度 年次経済財政報告」
- ・農林水産省「総合農協統計表」「農業協同組合等現在数統計」「農業物価統計調査」「世界農林業センサス」「農林業センサス」「6次産業化総合調査」「生産農業所得統計」「農業・食料関連産業の経済計算」「過去の主な異常災害等と農林水産被害」「東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組」
- ・IMF “Primary Commodity Prices”.

（おだか めぐみ）



スイス生乳割当制度の廃止とその後の展開

——民間組織による供給と価格の管理——

取締役基礎研究部長 平澤明彦

〔要 旨〕

スイスでは政府による生乳の生産調整制度（生乳割当）を2009年に廃止して以来、民間の「業際組織」が生乳の供給調整と価格形成の仕組みを構築・運営してきた。供給管理（数量管理）の失敗や、乳業主導とみられる用途区分別乳価の形成、民間の輸出助成といった展開がみられる。業際組織のなかでは増産の有無による農家間の対立、あるいは生乳の売り手と買い手の利害対立がしばしば表面化し、運営は曲折を経ている。政府は生産者の組織化を促進して交渉力を持たせ、また法的裏付けの強化等により各種取組みを支えている。

生乳割当廃止に伴う増産に市場支持の縮小、国際市況の変動や通貨高、その後はEUの増産も加わって「工場」乳価は低迷が続いている。それに対して高級チーズ用や有機生産の乳価は比較的高位で安定している。銘柄チーズは生乳割当と類似の供給調整によって付加価値を維持している。EUとのチーズ自由貿易による安価な輸入の拡大は乳価の低下要因とみられる。

目 次

はじめに

1 生乳割当制度廃止の背景

2 廃止までの動き

- (1) 段階的廃止の決定
- (2) 生産者の多くが早期免除
- (3) 完全廃止へ向けた政策
- (4) 民間部門内の動向
- (5) 国際市況の好調と増産
- (6) 生産自由化と乳価急落

3 業際組織による数量と価格の管理

(1) 組織の設立

(2) 数量管理と指標価格

(3) 用途区分とABC指標価格

4 民間の輸出助成

- (1) バター在庫の処分
- (2) 市場処分の実施
- (3) 二つの基金
- (4) 新たな基金の設置

5 考察

- (1) EUに囲まれたスイスの選択肢
- (2) 民間組織による市場の管理
- (3) 工房チーズ用乳の独自の枠組み

はじめに

スイスには2009年に廃止されるまで、「生乳割当」と呼ばれる生産調整制度が存在していた。生乳の生産量枠を各農家に割り当て、生産過剰を抑制する観点から供給管理を行うものである。同様の制度はEUにもあり、15年に廃止された。

スイスの特徴は、生乳割当の廃止後に民間の「業際組織」(interprofession)^(注1)が法律の後ろ盾を得て生乳の供給調整と価格形成の仕組みを担うようになったことである。民間主導の新しい仕組みに移行して既に11年が経過し、その間に供給管理（数量管理）の失敗や、用途区分別乳価の形成、民間の輸出助成といった展開がみられた。

生乳は、かつてのスイスの農業政策における主要な生産調整品目であり、日本であれば米に相当する。日本では政府による米の生産調整が廃止されてからまだ2年であり、スイスの経験は参考になると思われる。国も品目も違うとはいえ、スイスは農業の国際競争力が弱い国という点で日本と似通っており、また民間による自主的な調整という点でも興味深い。なお、生乳割当に関する政策の変化については榊澤（2014）が詳しい。それに対して本稿は民間組織の制度形成と環境変化への適応に重点を置いている。

以下ではまず生乳割当廃止の背景を説明し、農政における施策、移行期間中の生産拡大、生乳割当廃止直後の乳価下落と業際

組織の設立、そして業際組織を中心とする民間の各種取組みについて述べる。民間による取組みの主な内容は、生産調整の試みと失敗、その結果形成された新たな枠組み（用途区分別乳価と輸出助成）、「チョコレート法」（食品原料農産物の内外価格差を補てんする制度）の廃止を契機とする輸出助成の恒常化、そして最近ではスイス産牛乳に対する消費者の印象を改善するための環境基準策定である。

また、19年11月に実施した現地調査（各種団体および農家への聞き取り）の結果を適宜参照する。

（注1）ドイツ語ではBranchenorganisation。EUという部門間組織（interbranch organisation）と同様の概念。EUの用語（英語およびフランス語）では生乳生産者と乳業、小売を別の部門（branch）とみなすが、スイス（やドイツ）ではそれらを酪農部門のなかの業種とみなしている。

1 生乳割当制度廃止の背景

生乳割当制度は1977年に開始された^(注2)。他の欧米諸国と同様、国内農業保護と生産技術の発達により生産過剰が問題となっていたためである。しかしこの制度は、90年代以降にWTO体制への移行に対応した酪農政策の改革が進み、また酪農部門における貿易自由化の相手地域であるEUが酪農制度（とりわけ生乳割当制度）を見直すなかで、存続が難しいと考えられるようになった。

スイスは、GATTウルグアイラウンドの妥結によって農産物輸入の自由化（関税化）と生産刺激的な農業補助金の削減を迫られた。また、EC加盟の可能性があったことや、

自国民が近隣諸国に出かけて安価な食品を買う動きがあったことから、国内の農産物価格を引き下げる必要があった。そのため、93年から農政改革を開始し、農産物価格を引き下げるとともに、直接支払いにより農家の所得を補てんした。そして改革の第2段階である農業政策2002（実施期間99～03年）では、価格と販路の保証を廃止した（平澤（2007a）18～20頁）。酪農部門も例外ではなく、乳価はこれ以降低下傾向となった。酪農家の数は減少が進み、特に小規模層が急速に縮小して新たに大規模経営が登場した（平澤（2019a））。

これと同じ時期にEUにおいても共通農業政策（CAP）の改革が進みつつあった。酪農部門の改革は、当初92年の改革では先送りとなったものの、それに続く99年の改革（アジェンダ2000）では、政策価格の引下げ（05/06年以降に15%）と直接支払いの適用が決まった。さらに、EUの生乳割当制度については、当面08年まで実施期間を延長する一方、02年に報告書を提出し、それを受けて06年以降の廃止を検討する（CFS（2002）p.4467）こととなった。

一方、スイスとEUとの間のチーズ貿易は07年6月1日から完全自由化（関税と数量制限の撤廃）が決まっていた。これは99年にEUとの間で締結した第1次2国間貿易協定の一環であり、5年をかけて段階的に進められた^{（注3）}。当時スイス政府は、山がちでスイスと農業条件の似たオーストリアがEU加盟（95年）以降にチーズ等のEU向け農産物輸出を拡大した例を挙げて、スイスも輸出の

大幅な拡大が期待できる（農林中金総合研究所（2007）59頁）としてEUとの貿易自由化を推進した。

チーズを通じてEUとの乳製品貿易を部分的に自由化すれば、スイスとEUの乳製品市場が連動を強めることは避けられない。そのとき、小国スイスは巨大なEU市場から需給や市況の影響を一方的に被る可能性が高い。CAP改革によるEUの乳製品価格引下げはスイスにも波及するはずであり、ましてEUが生乳割当を廃止して本格的な増産に踏み切れば、スイスが自国の生産調整（生乳割当）で国内需給を均衡させることは難しくなる。スイスにおける農政改革は、EU非加盟を維持しながらもEU市場に適応することが重要な方向性の一つであったが、CAP改革の進展によりスイスではさらに改革の加速が必要となったのである。

なお、貿易の完全自由化後にEUへのチーズ輸出は拡大したが、通貨（スイス・フラン。以下「フラン」という。1フランは約115円）高の影響もあり、数量ベースではそれ以上に輸入が拡大し、純輸出量は縮小傾向が続いている（平澤（2019a））。その分国内の供給圧力は高まったとみられる。ただし、輸出は高価格の硬質チーズ等が多いのに対して輸入は低価格のフレッシュチーズ等が多く^{（注4）}、そのため貿易収支には大きな変化がない。

（注2） この制度は77年の酪農経済令（Arrêté sur l'économie laitière 1977）に基づく。ただし、生乳の生産割当措置が行われたのは1930年代に遡るという。詳細は糊澤（2014）を参照。

（注3） 平澤（2007b）49頁を参照。スイスとEUとの貿易協定は、72年にスイスを含むEFTA加盟各

国とEECの間で締結された自由貿易協定を基礎として、その後99年の第1次2国間協定、04年の第2次2国間協定などが積み重ねられている。
(注4) 現地調査によれば消費者の習慣も変わりつつあり、朝食時にパンとフレッシュチーズを組み合わせて食べる機会が増えたという。

2 廃止までの動き

(1) 段階的廃止の決定

農政改革の第3段階に当たる農業政策2007（実施期間04～07年）では、初めて生乳割当の廃止が取り上げられ、主要な問題となった。連邦参事会（日本の内閣に相当）は農業政策2007にかかる政府教書の中で、少なくともEUが生乳割当を廃止するまでにはスイスも廃止する必要があると訴えた（CFS（2002）pp.4398,4465,4468）^(注5)。

農業界は生乳割当の廃止に批判的であり、割当の拡大などの柔軟化を主張したものの、最終的には03年の議会決定によって、当初案よりも2年遅い09年5月1日の生乳割当廃止^(注6)が定められた。また、経過措置として、06年5月1日から生乳割当廃止まで3年間の早期免除が設けられた。この早期免除は、所定の条件を満たす業際組織または生産者組織、生産者・需要者組織のいずれかに所属する農業者に対して、追加的な生産数量^(注7)（追加乳量）を認めるものであった。当該組織は構成員の生乳生産量を管理し、追加乳量については需要を示す必要がある。生産者・需要者組織は、生産者と、地域の主要な生乳需要者による組織である。実態としては乳業者が生乳生産者を招いて設立された^(注8)という。これらの措置は、出荷の集約を

促進すると予想された（CFS（2006）p.84）。立法者は、同じ組織が早期免除と生乳販売の両方を担い、生乳割当廃止後は私法に基づく生乳の数量管理を開始できるよう期待していた（CFS（2006）p.88）。

また、早期免除に参加した生乳生産者の販売先は一つに限られ、期間1年以上の契約を締結することが義務付けられた。しかもこの規定は生乳割当の廃止後も（15年4月末まで）適用すると定められた^(注9)。その意図は、出荷を集約して生産者の交渉力を確保することと、スポット市場の形成を防ぐ（つまりは契約による安定的な取引を確実にする）ことであった（CFS（2006）p.88）。

(注5) EUの生乳割当制度は、その後03年CAP改革でさらに実施期間が延長され、実際に廃止されたのは15年になってからである。結果的にスイスは6年間先行して生乳割当を廃止することとなった。また、スイスで割当枠の取引が拡大していたことも、割当枠の購入に余分な費用がかかり酪農経営の負担になるとの理由で生乳割当廃止を肯定する材料とされた（CFS（2002）p.4469）。

(注6) 生乳割当制度は09年4月30日まで存続（農業法第36a条第1項）。

(注7) 農業法第36a条（03年改正により追加、13年削除）第2項および生乳割当免除令（RS 916.350.4、04年）を参照。

(注8) 現地調査による。

(注9) 農業法第36b条（03年改正により追加、13年削除）を参照。また、農業政策2011に伴う第2項の改正（07年）により、契約で価格と数量を定めることが義務付けられた。

(2) 生産者の多くが早期免除

生乳割当の廃止が決まるまで農業界の反発は強かった（前述）が、早期免除には多くの生乳生産者が参加した。05年10月の申請時点で参加を予定する生乳生産者の割合は3分の2、その生乳生産量シェアは4分

(注10)の3に達した。生乳生産者をまとめて早期免除を申請した組織の数は合計27であり、内訳は生産者組織が9、生産者・需要者組織が18であった。前者の生産者組織は生乳の生産者数・生産量ともに全国の過半を占める。他方の生産者・需要者組織は、生産者組織と比べて数こそ多いものの、生乳の生産者数・生産量ともに生産者組織の3割前後にとどまる。これは1組織当たりの生産者数(261人)が生産者組織(1,889人)の7分の1程度と小規模であることによる(第1表)。

このように生産割当の早期免除を契機として生乳割当の廃止へ向けた生産者の取り組みと組織化が進展した。その半面、やがて後述するとおりこの時早期免除に参加しなかった生産者との間で利害対立が生じ、生乳生産者間の協調を阻むことになった。

(注10) 最終的には8割近くになった。27組織がすべて参加した(CFS(2006) p.84)。

(3) 完全廃止へ向けた政策

生乳割当の完全廃止を目前に控えた農業政策2011(実施期間08~11年、農政改革の第4段階)では、内外価格差を縮小するために酪農部門に対する市場助成を半分以下に

削減し、その分の予算は農家に対する直接支払い(乳牛の頭数支払い)に振り向けた(CFS(2006) p.85)。市場助成のうちチーズ用乳に対する追加的助成のみは減額のうち継続し、川下の加工部門に対する助成金は競争を強化するために廃止された。チーズ用乳の追加的助成が維持された理由は、EUとの貿易自由化にさらされているためであり、チーズ価格がEUに近い水準に下落することを防ぎ、またチーズ生産を促進して他の付加価値の低い乳製品の価格も下支えすることが期待された(CFS(2006) pp.85-86、農林中金総合研究所(2007) 60~62頁)。

生乳割当を廃止すると、各種の上乗せや助成はWTOで削減を義務付けられた黄色の政策となる(CFS(2002) p.4471)。また、生乳割当廃止後に市場助成を残せば生産過剰を悪化させるため、その観点からも市場助成は削減が必要とみなされた(CFS(2006) p.85)。とはいえ、この時は予算の再配分先が頭数支払いであったため生産刺激性は消えず、後から生産過剰の要因として指摘されることになった。^(注11)

(注11) 農業政策2014-2017では頭数支払いを廃止して面積支払いに置き換え、生産過剰の抑制を目指した。

第1表 生乳割当早期免除の参加状況

(単位 組織、人、%、百万トン)

	組織数	生産者数			生産量		
			構成比	1組織 当たり平均		構成比	1組織 当たり平均
参加組織 合計	27	22,400	66.4	830	2.28	73.5	0.08
生産者組織	9	17,000	50.4	1,889	1.74	56.1	0.19
生産者・需要者組織	18	4,700	13.9	261	0.54	17.4	0.03
全体		33,750	100.0		3.1	100.0	

資料 Année politique Suisse 2005 掲載記事を元に作成・算出
(注) 参加者の内訳と合計は不一致(資料の値)。

(4) 民間部門内の動向

生乳割当の廃止に向けて、生乳生産者団体と買い手である乳業・小売りの間では緊張が高まり、自由化後に向けた戦略的な取り組みもみられるようになった。

05年には小売大手（コープやミグロ）の低価格戦略を受けて乳業各社が乳価を引き下げ、一部の生産者はボイコットを訴えてデモを行った（APS（2005））。

08年には、生産費の高騰（飼料、燃料、肥料）を受けてスイス生乳生産者連盟が乳価の引上げを要求したものの乳業側は拒否した。それを受けて一部の生乳生産者団体は他の欧州諸国の団体に呼応する形で6月末に「牛乳ストライキ」を開始した。生乳生産者連盟もストライキに参加する姿勢をみせた結果、乳業側は価格引上げに応じてストライキは7日間で終了した。しかし生産過剰と外国価格の低下を受けて、11月から再び乳価は引き下げられた。一部の乳業は、翌年の生乳割当廃止に向けてスイス産生乳の国際競争力を維持するためとして、さらに乳価を引き下げた（APS（2008））。

07年から08年にかけて生乳生産者連盟は、生乳市場の自由化に対応して全国レベルの生乳生産量と乳価を交渉するため、全国生乳プールの創設を提案した。それに対抗する形で、08年に大手乳業3社（業界2位から4位）はスイス牛乳協会を設立する方針を打ち出し、生産者との契約（乳量と乳価を含む）や、余剰乳の全国取引を行うことが見込まれた（APS（2007, 2008））。

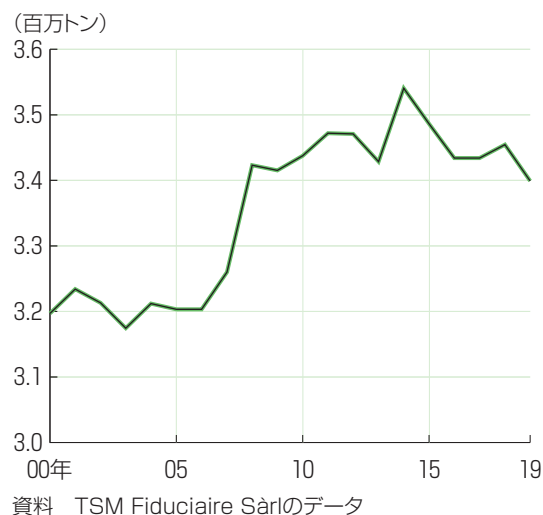
(5) 国際市況の好調と増産

06年に生乳割当の免除措置が開始されて間もなく、07年から08年にかけて世界的に農産物価格が高騰した。このときEUでは2年続きで高乳価となり、スイスの乳価も08年には上昇した（後出第4図）。スイスでは輸出拡大の期待が高まり、07年から生産量が拡大し、08年にはさらに大幅な拡大となり、免除措置開始前（05年）の水準を約7%上回った（第1図）。なお、その後も生産量の拡大傾向は緩やかに続き、14年には05年を10%以上上回る水準に達し、以後は緩やかな減少傾向となっている。

(6) 生産自由化と乳価急落

09年、生乳割当が廃止されたが、酪農市況は急速に悪化していた。国際市場が過熱状態から反転して過剰基調となったのである。スイスでは拡大した生産量に対して需要が不足し、余剰乳のはけ口であるバター在庫が積み上がった（第3図）。

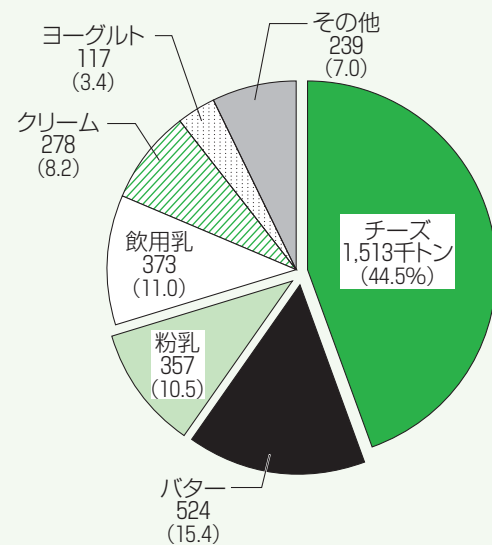
第1図 生乳生産量の推移



生乳の用途と呼称

生乳割当廃止後の情勢と変化を理解するうえで、生乳の用途別内訳が重要である。用途によって特性や付加価値、利害が異なるためである。19年の生乳生産量は340万トンであった。その加工先はチーズが中心であり、全体の45%弱を占める（第2図）。需給の季節変動を均し、また生産過剰を吸収する役割を負う粉乳とバターは合わせて4分の1強である。残りの3割程度は飲用乳、クリーム、ヨーグルトなどである。

第2図 生乳の用途別内訳(2019年)

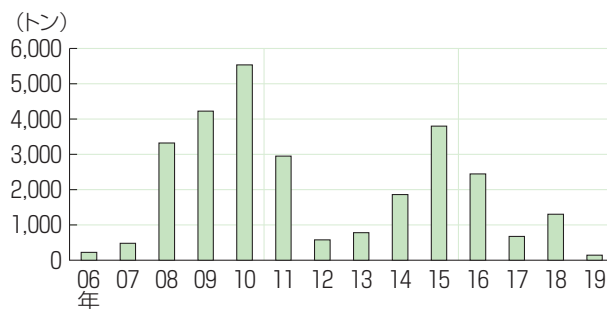


資料 第1図に同じ

また、スイスの生乳市場は大きく二つに分かれている。出荷される生乳のうち3分の1は飼料にサイレージを用いない乳牛からとれる「非サイレージ乳」である。各地域の地元チーズ工場（以下「チーズ工房」という）では、この非サイレージの生乳を使って特産の硬質チーズ等を製造する^(注12)。この非サイレージ乳が所定のチーズの原料に用いられる場合、生乳生産者には非サイレージ乳に対する追加的助成が支払われる。また、生乳のうち残り3分の2は飼料にサイレージを用いる「サイレージ乳」である。乳業メーカーが各種乳製品（チーズを含む）の製造に用いており、しばしば「工場乳」と呼ばれる。

(注12) チーズ工房で用いる生乳は通常は非サイレージ乳であり、飼料にサイレージを使うとチーズの発酵・熟成に悪影響があるという。

第3図 バターの年末在庫量の推移



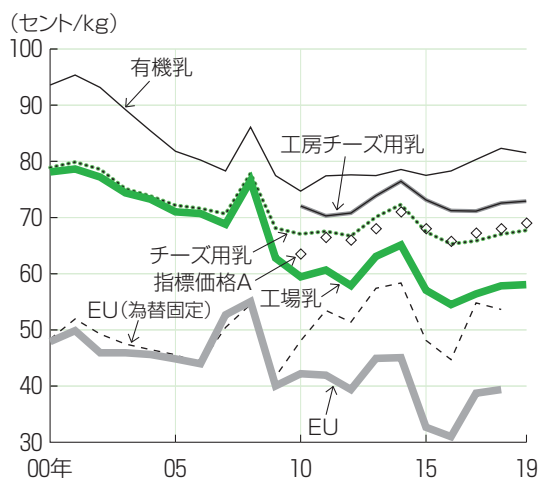
資料 スイス生乳生産者連盟のデータ

乳価は急落したが、チーズ用乳の値下がりには比較的小幅であり、それ以外の用途に用いられる工場乳の価格はEU乳価と同程度の幅で低下した（第4図）。以後、用途によって乳価には明確な差がつくようになって

た。その一因は、乳業向けの市場助成が廃止された一方、チーズ用乳の付加給付金が維持されたことであろう。工場乳価とEU乳価の差はかつて25サンチーム（1フランの百分の1。以下「セント」という）以上あったが、生乳割当の廃止以降は20セント内外に縮小した。

工場乳価はEU乳価と連動しているが、10年以降はフラン高・ユーロ安の影響が顕著である。試みに移行期間が始まった06年の値で為替相場を固定して計算すると、10年以降のEUとの価格差は大幅に縮小する（第4図）。この時期、ユーロ建てのEU乳価は回復したが、フラン建てのEU乳価はむしろ

第4図 生産者乳価の推移



資料 連邦農業庁、IP Lait、スイス国立銀行、Milk Market Observatoryのデータ

(注) 1 「EU」はユーロ建てデータをスイス国立銀行の為替レートによりフラン換算した。「EU(為替固定)」は06年の為替レートを用いた。

2 乳価はチーズ用乳の追加的助成を含む。業際団体による賦課金のうち、介入基金と市場軽減基金を含まず、原料価格低減基金と調整基金を含む。

ろ低下傾向となり、スイスの工場乳価もそれに追随した。スイスの乳価はフラン高のために回復の機会を逸したとみることができる。自由貿易と生産自由化による国際価格連動の強化とフラン高が、10年以降における工場乳の苦境の大きな要因となっていることが示唆される。

それに対して、高価格帯の生乳ほど年々の変動が少なくかつ強含みであり、EU乳価の影響を受けにくいと考えられる。そして15年以降、種類別の乳価の格差はさらに拡大し、特に有機乳価は上昇傾向が続いている。次いで工房チーズ用乳価は横ばい傾向、チーズ用乳価はやや低下傾向となっている。

3 業際組織による数量と価格の管理

(1) 組織の設立

生乳割当の廃止後は生産者組織や業際組織が数量管理を行うことが期待されていたが、廃止当初は全国段階の調整を行う主体が存在していなかった。上述のとおり生乳生産者連盟は全国生乳プールの構想を打ち出していたものの、生産者全体をまとめることができず、需要者側との交渉の場は実現しなかった^(注13)(APS (2010))。

乳価が大幅に下落し過剰在庫が積み上がるなかで、09年5月1日に生乳割当が廃止された翌6月の29日に、スイス農民連盟が仲立ちとなって生乳生産者連盟と、乳業、小売、チーズ工房などの業界が参加する酪農業際組織(Interprofession du Lait: 略称IP Lait)^(注14)が設立された^(注15)(IP Lait (2011) p.4)。

(注13) 現地調査によれば、地域で独自に自分たちで決めたいという主張が山間部を中心に強く、大きな障害になったという。山間部は銘柄チーズの産地と重なっている。

(注14) ドイツ語の呼称はBO(Branchenorganisation) MilchないしBOM。

(注15) 現地調査によれば、様々な対立を乗り越えてIP Laitが成立したのは、連邦議会議員でもあった農民連盟会長のリーダーシップによるところが大きいという。農民連盟は19年の間は、IP Laitの会長と事務局を担ってこの組織を支えた(IP Lait (2011) p.3)。

(2) 数量管理と指標価格

a 数量管理の方式

11月27日のIP Lait総代会で3層からなる数量管理の方式が承認された。この方式は

翌10年の実施に失敗することになるのであるが、その後につながる論点を含んでいるのでやや詳しく内容を確認しておく。^(注16)

この数量管理方式は対象をある程度限定しており、工場乳にかかる第2段階^(注17)の買付契約に重点を置いている。すなわち、乳業メーカーとその生乳買付契約先（生産者組織、生産者・需要者組織、そして直接供給農家）との間で取引される生乳（工場乳）を対象としており、工房チーズ用乳は対象に含まれない。また、（直接供給農家以外の）農家への出荷量配分は、農家が所属する生産者組織と生産者・需要者組織の責任である。

3層の仕組みとは、①数量管理の基礎をなす「契約乳」、②それ以外の生乳に販路を提供する「取引市場乳」、そして③余剰乳を扱う「市場処分」である。

①契約乳 まず、乳業者とその生乳供給者は、期間1年間以上の生乳買付契約を締結し、生乳の数量と価格を定める。この生乳を契約乳と呼ぶ。価格交渉はIP Laitが公表する工場乳の「指標価格」^(注18)に基づく。IP Lait委員会は四半期ごとに全体の契約乳量と市場の需要を評価し、09年の契約数量を100とする「契約乳量指数」を公表する。供給過剰の場合、指数の値は引き下げられ、それに応じて契約乳量も削減される。ただしその際、08/09年の「基礎乳量」（生乳割当）を上回る「追加乳量」^(注19)には大幅に高い削減率^(注20)が適用される。

②取引市場乳 契約乳量を上回る分の生乳は、取引市場で販売しなければならない。この生乳を取引市場乳と呼ぶ。取引市場で

は、取引を認められる価格の最低限度（「保証価格」）と、それより高い「^{しきい}閾価格」が定められる。もし実際の取引価格がこの閾価格を継続的に下回って改善が見込まれない場合、取引市場は閉鎖されて市場処分が発動される。なお、直接供給農家および生産者・需要者組織の生乳は物理的に取引市場を経由する必要はなく、取引市場の平均価格が適用される。

③市場処分 上記のとおり取引市場乳価の低迷が続いた場合、最後の手段として市場処分が行われる。既存の販路と競合しない形で生乳ないし乳製品の輸出を行う。期間と数量は合同委員会で定める。乳価の下限は保証価格（取引市場乳と共通）である。

（注16）おもにIP Lait（2011）による。

（注17）生乳の買付契約は、農家からの買付を第1段階、農家から集荷した組織からの買付を第2段階と呼ぶ。

（注18）農業政策2007では、農業法を改正して新設の第8a条により、生産者組織や業際組織が供給側と買い手側の合意に基づいて指標価格を公表することを認めた。この規定は品目を特定していない。この時同時に、政府の定める生乳の目標価格（第29条）は廃止された。

（注19）基礎乳量と追加乳量については生乳割当免除令（RS 916.350.4）に規定がある。基礎乳量（Quantité de base）は生乳割当の免除開始以前の割当量（第6条）であり、追加乳量（Quantité supplémentaire）は、生乳割当の早期免除に基づき認められた追加的な生産量（第12条）である。いずれも本来は生乳割当廃止までの移行期間中の措置である。

（注20）「80/20%ルール」による（IP Lait（2011）p.14）。その具体的内容は説明されていないが、後述するとおりバター在庫の市場処分（10年）では、所要財源のうち80%を追加乳量から、20%を基礎乳量から集めているので同様ではないかと推測する。

b 実施の失敗

10年になって、IP Lait委員会は全国の数
量管理に関する一連の決定を行ったが、実
施に際して参加者の支持を得ることができ
ず、方針の変更を余儀なくされ、最終的に
は数量調整を断念することとなった。

まず1月から3月にかけて、既定の方式
に基づく決定がなされた。当初は、契約乳
量指数が103.6から100に切り下げられ、3
月から6月の契約数量を削減して6万2千
トンの生乳を取引市場乳で販売するよう求
めた。やがて6万2千トンの市場処分が発
動され、4月から6月にバターと粉乳を
EU外に世界市場価格で輸出することとな
った。分担は前年よりも契約乳量を増やし
た生産者組織と生産者・需要者組織が5万
2千トン、生乳需要者が1万トンである。

しかし、多くの会員がこれに従わなかつ
たため、4月になって新たな方針が打ち出
された。市場処分の対象は、所定の基礎乳
量と追加乳量に基づくのではなく、実際の
出荷乳量の10%に変更して5月から7月
に行い、契約乳量指数93が望ましいとされた。
さらに5月になるとこれも撤回され、今度
は工場乳だけでなく工房チーズ用乳にも賦
課金を課してバターをEU外に3千トン輸
出するとした（その後の展開は後述）。これ
らの逸脱によって当初作られた方式は実質
的に放棄され、余剰輸出だけが残った。

このように数量管理が失敗に終わった理
由は以下の3点が挙げられている。第一に、
この方式は年に一度の契約で特定された数
量を想定し、それに基づいて全体の数量を

調整するものであったのに対して、第2段
階の生乳買付契約は弾力的で市場の動向を
反映するものであったため齟齬^{そご}が生じ、か
つ信頼できるデータが提供されなかったた
め、市場参加者の支持を得られる明確な決
定ができなかった。第二に、追加乳量に対
して不釣り合いな（契約乳量の）削減が求めら
れる見込みであった。実際には、連邦農業
庁の最新データは08/09年のものであり、09
年と10年の契約乳量データは追加乳量のデ
ータを含まなかったため、どの程度の責任^(注21)
を負うのかを検討できず、反発を招いた。
第三に、工場乳を用いる乳業者はその多く
が既に生乳買付の「区分」化を導入してお
り、IP Laitの数量管理方式と相いれなかつ
た。要は売り手と買い手双方からの反発と、
それに起因するところも少なくないと思わ
れるデータの不足によって数量管理は実施
できなかったのである。そしてこの種の問
題はその後も繰り返されることになる。

(注21) 無論、個々の生産者組織と生産者・需要者
組織は自らの追加乳量を知っている。

(3) 用途区分とABC指標価格

a 現行の枠組みへの移行

こうした事態を受けてIP Lait委員会は10
年9月にセミナーを開催して打開策を検討
し、同年11月の総代会で新たな方策が承認
され、今日まで続く基本的な枠組みが定め
られた。

新たな方策の要点は3つである。第一に、
その対象を工場乳に限らずすべての生乳^(注22)に、
また第1・第2段階両方の買付契約に拡大
した。第二に、生乳買付契約はA、B、C

の3つの用途区分に分けた数量を定めることとなった（第2表）。この買付契約では、09年の方式で契約外に置かれていた生乳も新たに包含することにより、価格の安定を^(注23)目指すとされた。そして第三に、3つの区分それぞれについて指標価格が発表されるようになった。この用途区分を含む標準契約は非会員への拡大適用（義務付け）が連邦参事会に認められ、以後繰り返し更新されている。20年10月時点の指標価格は1kg当たり区分Aが71.0セント、区分Bが49.3セント、区分Cが25.0セントである。

生乳の用途区分と指標価格は何度か改訂されているので、ここでは現行の仕組みに^(注24)ついて説明する。

区分Aは国境保護（生乳など）や助成措置（チーズ）を受ける品目に用いられる生乳を指し、生乳の大部分を占める。脂質4%、タンパク質3.3%含有の工場乳を想定して設定される。四半期ごとに定められ、乳価交渉の基礎となり、チーズ用乳価の参考にもなる。

区分Bは国境保護や助成措置がない品目の生乳を指す。区分Bの指標価格はバタ

ーの国内価格と脱脂粉乳の世界価格に基づき月ごとに算出される。

区分Cは余剰乳であり、区分AおよびBの市場に影響を与えないよう切り離して処分される。区分Cの指標価格は世界市場に輸出される脱脂粉乳とバターの価格に基づき月ごとに算出される。

これを当初の数量管理方式と対比すると、契約乳量指数による契約乳量の抑制と、契約乳量を上回る生乳の市場取引がなくなっている。従来の指標価格、閾価格、保証価格はそれぞれ区分A、B、Cの指標価格に相当し、また余剰乳の処分も形を変えて存続している。つまり、新しい仕組みは直接的な数量管理をやめ、第一義的には指標価格と用途区分別の個々の契約条件とにより需給を調整するのである。従来の契約乳に相当する区分Aの乳量は全国段階の交渉（乳量指数）によらず、契約当事者間の交渉に委ねられた。既に工場乳業者が導入していたという区分別の生乳買付に、旧方式の要素のうち区分別の指標価格（に相当する仕組み）と、標準契約、それに余剰乳の処分を組み合わせたとみることができよう。

（注22）例外は高山放牧地でチーズに加工されるものと、（消費者等に）直接販売されるものである（IP Lait（2015）p.13）。

（注23）最近では、区分Bの低価格や区分C乳の調整から切り離すことで区分A乳価への（下落）圧力を抑制することが目指されている（IP Lait（2020）p.14）。

（注24）各区分の説明はLP Lait（2020）による。

b 運用上の諸問題

用途区分別の乳価に基づく上記の仕組みを運用するうえではいくつかの課題がある。

第2表 用途区分別の乳価

（単位 %）

区分	乳量構成比 19年	用途	市場の想定
A	79.5～85.5	保護ないし助成された高付加価値品目（生乳チーズ、国境保護のある飲用乳など）	スイス国内
B	14.4～20.5	付加価値が限られ競争にさらされる品目（乳飲料、輸向け工場乳チーズなど）	スイス国内およびEU
C	0	需給調整ないし処分用	世界

資料 IP Lait（2020）および生乳生産者連盟資料、農民連盟資料
（注） 19年時点の内容に基づく。10年当初とは表現等が異なる。構成比は全国合計の年内最低値と最高値を示した。

まず市場参加者全員が参加することが前提であり、そのうえで情報の非対称性に由来する透明性と不正の問題に対処せねばならず、そして関係者間の利害調整が必要となる。特に透明性は関係者間の信頼関係を醸成し、冷静かつ客観的な交渉を行う基礎となる。

連邦政府による義務付けにもかかわらず、用途区分に基づく生乳買付の標準契約が全面的に普及して軌道に乗るには3年以上を要したようである。^(注25) その後も適切な運用を確保するために、連邦政府の支援も受けながら検査と制裁の仕組みが段階的に整備された。^(注26)

農業政策2014-2017（農政改革の第5段階）は農業法に新たな規定を盛り込んでIP Laitの取組みを後押しした。すなわち、酪農部門の業際組織には生乳売買の標準契約を作る責任がある（第37条）ことを定めたのである。

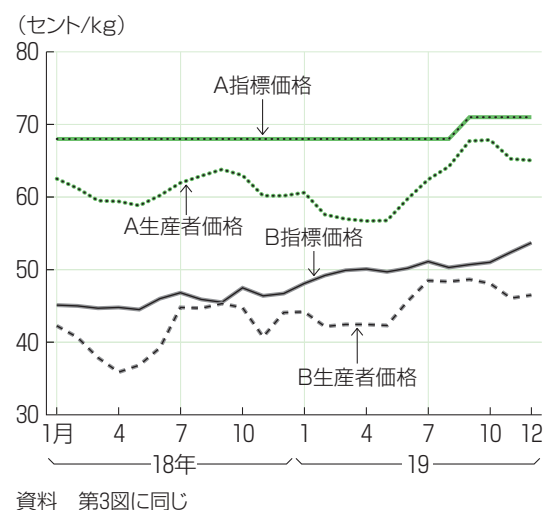
透明性の問題は、現地調査を行った19年の時点でも生乳生産者団体や農家が強く意識していた。生乳買付契約や日々の出荷に際してA、B、Cの3区分は根拠が不明確であるという。APS（2012）の指摘によれば、3区分の乳価は用途のみに基づき、品質によらなかったため、買い手には濫用のインセンティブが強く働き、生乳の増産に次いで乳価安の大きな要因になったという。少なくとも用途区分に誤りがないよう、IP Laitは生乳の買付と加工のデータを企業別に突き合わせ、用途区分の食い違いがある場合は個別に調査し、必要に応じて是正や

農家への補償を求める体制を整備した。

生乳生産者団体からは、現実の生産者出荷価格は指標価格を下回っているとの指摘が早い時期からある（APS（2010））。前出第4図で確認すると、指標価格（区分A）は10年の導入当初から工場乳価を上回っていたが、11年以降はさらに引き上げられてチーズ用乳をわずかに下回る水準となり、17年以降は明らかにチーズ用乳をも上回っている。ただし、区分A指標価格は10年代半ば以降、しばしば工場乳価の実勢より高めに設定されるようになったことがその一因と考えられる。また、18年から19年の間における指標価格と、スイス生乳生産者連盟の調査に基づく用途区分別の生産者出荷価格を対比すると（第5図）、用途区分A、Bともに出荷価格は一貫して指標価格を下回り、かつ不安定であり、指標価格を上限として変動しているようにみえる。^(注27)

透明性とは別に、考え方の相違を反映した対立もある。区分Aの指標価格は四半期

第5図 指標価格と農場出荷価格
（用途区分AとB）



ごとに委員会で定めるが、委員会内の対立から11年10月と12年1月の価格は決まらなかった。さらに12年7月から13年3月までは9か月間にわたり設定されなかった。当時、区分Aの指標価格は連邦農業庁の工場乳価指数と、資材価格指数、それに市況の見通しを勘案して定めることとなっており、見解の相違が生じる余地があった。そのため、合意が得られない場合は工場乳価指数のみを用いて算出することとなり、13年10月から実施された（IP Lait (2012, 2013, 2014)）。

生乳の売り手と買い手の利害対立は厳しく、IP Laitの業務報告書は妥協が得られない場合も多いことを繰り返し述べている。それが特に明瞭な形で表れるのは、加盟組織の脱退においてである。11年には、指標価格の引下げに対する不満から、スイス生乳生産者連盟を含む複数の組織が脱退の意向を表明し、Prolaitは脱退した。生乳生産者連盟は、引下げ後の指標価格では生産費を賄えないと主張した（APS (2012), IP Lait (2012) p.9）。生乳生産者側の中心組織である生乳生産者連盟が脱退すれば業際組織としての基盤は揺らぐことになる。深刻な状況であった。生乳生産者連盟は翌年になってIP Lait委員会に3議席（1議席増）を保証されると脱退の意向を撤回し、Prolaitも13年に復帰した（IP Lait (2013) pp.8-9, APS (2012)）。逆に買い手の側が脱退する例もある。17年には区分A指標価格に関する議論が公となったことが原因で、小売大手のミグロと乳業のエルサがIP Laitを脱退した（IP Lait (2018) p.4）。IP Laitの部外者がミ

グロに対するボイコットを主張し、脱退の引き金になったという（IP Lait (2018) p.3）。

（注25）3年目には用途区分の通知やデータの整備が大幅に進捗し（IP Lait (2014) p.4）、4年目には業界で疑問視されなくなった（IP Lait (2015) p.3）という。

（注26）委員会は監視と厳しい制裁がなければ標準契約は適切に適用されないとの見解に達した（IP Lait (2014) pp.3-4）。

（注27）少なくとも16年まで区分Aの指標価格は平均において実現すべきとされていた（IP Lait (2017) p.10）。

4 民間の輸出助成

（1）バター在庫の処分

09年9月18日にIP Lait委員会がバター在庫の処分を決定した（IP Lait (2011) p.25）。3,500トンのバターを輸出するために20.5百万フランの助成金を支出する計画であった。財源は以下のとおり、バター製造業者、生乳生産者、連邦政府が共同で負担した。また、政府（連邦参事会）はIP Laitの申請に基づき、IP Laitの構成員以外にもこの措置への参加を義務付けた。^{（注28）}

- ・バター製造業者 8百万フラン（10年5月から8月に出荷される生乳1kg当たり1セントを拠出）
- ・生乳生産者 8百万フラン（10年1月から4月にバターに加工される乳脂質1kg当たり1ドルの拠出）
- ・連邦政府 4.5百万フラン（バター輸入基金から）

翌10年に賦課金が徴収され、予定どおりバター輸出の助成が行われた。ただし、実際に生乳生産者から調達された金額は計画

(注29)
を3.4百万フラン上回り、バター部門団体も3.1百万フランを追加拠出した。これらの超過額は留保され、11年になってからバター部門団体がさらに0.3百万フランの拠出に同意して合計6.8百万フラン、1,193トンのバター輸出助成が行われた (IP Lait (2011) pp.16-17)。

IP Laitはこれ以降いくつかの輸出助成を実施することになるが、これが最初の例となった (第3表)。

(注28) 農業法第9条第2項による相互支援措置。業際組織・生産者組織令 (RS 919.117.72) 第11条も参照。

(注29) IP Lait (2012) による。IP Lait (2011) では3.5百万フランとしている。

(2) 市場処分の実施

数量管理方式の下で10年5月に決定されたバター3千トンの市場処分 (上述) の実施に際しては、乳量を拡大した生産者と拡大しなかった生産者の利害対立が再び表面化した。必要な財源150万フランを調達するための賦課金は生乳生産者がすべて負担し、その80%が追加乳量に、残りの20%が基礎乳量に課された (IP Lait (2012) p.16)。契約乳量の調整と同様に、自由化後に生乳生産を拡大した者が重い責任を負う形である。それと同時に、工場乳 (110万フラン)

と工房チーズ用乳 (40万フラン) の分担も定められた。工場乳の負担が比較的大きいのは、価格下落の影響とこの措置による恩恵がいずれも大きいためであろう。

IP Lait委員会で大多数の賛成によって決定したとはいえ、生乳1kg当たりの賦課金額には組織間で0.42セントから6.07セントと大きな相違が生じ、同年7月から9月の徴収期間には多数の組織が支払いを拒否した。そのため、IP Lait委員会は賦課金に2.5セントの上限を導入して事態の収拾を図った。最終的に8.8百万フランが集まり、1,500トンのバター輸出に対し助成が行われた。

(3) 二つの基金

a 介入基金 (原料価格補てん)

過剰対策としてのバター輸出助成に続いて必要とされたのは、加工食品の原料乳製品に対する輸出助成である。当時スイスには農産物を用いた加工食品を輸出する際、原料農産物の内外価格差を補てんする制度 (通称「チョコレート法」^(注30)) があった。対象とする主要な原料農産物は乳製品 (粉乳やバター) であり、名前のとおりチョコレートが最大の対象輸出品目であった。

10年に財政上の問題からこのチョコレート

法に基づく輸出助成の予算が大幅に削減され、加工食品を輸出する業者18社が原料農産物の輸入を許可された。この輸入が実施されるのを防ぐため、IP Lait委員会は輸出助成の不足分を補てんする「介

第3表 IP Laitによる輸出助成の取組み

対象品目	バター、乳脂質	加工食品の原料乳製品
目的	過剰処分	チョコレート法の補完・代替
助成	・バター在庫処分 (10~11年) ・バター市場処分 (10年) ・市場軽減基金 (11~12年) ・調整基金 (19年開始)	・介入基金 (10~12年) ・原料価格低減基金 (19年開始)

資料 筆者作成

入基金」を設立することを同年3月に決定した（IP Lait（2011）pp.9-12）。

介入基金はすべての生乳生産者と工場乳業者（つまりチーズ工房は除く）に生乳1kg当たり0.5セントの賦課金をかけ、年間24百万フランの調達を計画した。生乳生産者の賦課金は生乳生産者連盟がとりまとめた。同年5月に賦課金の徴収と輸出助成を開始したが、徴収に時間を要したため輸出に対する実際の支払いは10月以降となった。10年中に集まった賦課金は10.56百万フランであった。こうした取組みにより、当該原料乳製品の輸入は回避された。

11年になると段階的に政府の予算が積み増しされ、9月には内外価格差が完全に補てんされることとなった。それに応じて介入基金は輸出への助成単価を削減し、8月の生産・加工分までで賦課金の徴収を停止した。5月には連邦参事会に対して、介入基金への拠出を義務付けるよう申請したが却下された（IP Lait（2012）pp.18-19）。

その後、12年の4月以降は政府予算が再び削減されたため輸出助成を再開したが、賦課金の徴収を再開することはできなかった。工房チーズ用乳の生産者とチーズ工房から、この基金の受益者と比べて不利を被っているとして反対する声が高まったためである。そのため、同年11月以降の輸出については、既存の資金が底をつき助成を停止した（IP Lait（2013）pp.22-23）。

（注30）正式名称は「農産物加工品の輸入及び輸出に関する1974年12月13日の連邦法」（RS 632.111.72）。

b 市場軽減基金（過剰処理）

11年5月に総代会は「市場軽減基金」の創設を決定した（IP Lait（2012）pp.22-23）。目的は区分C乳価を下支えして区分B乳価に近づけることであった。助成対象は乳脂質を多く含むバター、全粉乳、クリーム、牛乳（乳脂肪分3%超）の輸出であり、EUないし世界との内外価格差を80%補てんする。財源は生乳生産者への賦課金による。賦課金率はすべての生乳に対して1kg当たり1セント、それに加えて追加乳量に対して4セントと定められた。増産した生産者が大きな責任を負うことが三度求められたのである。

同年11月、ベルン＝ミッテルラント地方の4つのIP Lait加盟組織が地元の紛争調停当局に対し、市場軽減基金にかかるIP Lait総代会の決定および生乳用途区分を伴う標準契約について民法上の不服を申し立てた。生乳全体にかかる1セント/kgの賦課金については8月に和解が成立したものの、追加乳量に対する4セント/kgの賦課金については物別れとなった。

IP Laitはこの基金への参加を非会員にも義務付けるよう、11年5月に連邦参事会に申請したものの、1セント/kgの賦課金のみについて11年10月から13年4月までの義務付けが認められ、追加乳量に対する賦課金については係争中であることから認められなかった。

こうした状況下で、多くの生産者組織は生乳生産者全体に義務付けられた1セント/kgの賦課金についてすら、法的な不確

実性からIP Laitへの拠出を行わないことを決めていた。しかし、11月に輸出業者から助成申請が出されるようになり、助成を受ける前提として当該原料乳の売り手が基金に賦課金を拠出する必要があることが周知されると、問題は解消に向かった。

追加乳量に対する4セント/kgの賦課金は、12年5月の総代会で徴収の取りやめが決まった。法的な問題に加えて、必要なデータが得られなかったためである（IP Lait (2013) p.9）。各組織がデータの提出を拒んだ結果であった（APS (2012)）。このように、生乳増産者に生産過剰の責任を取らせようとする措置は、たとえIP Laitが決定してもことごとく実施は困難であった。

c 基金の廃止

12年の終わりに、市場軽減基金は財務上の理由から突然の終わりを迎えた。IP Laitの会計規模は10年以来2年続けて大きかったため、12年に外部監査を受ける必要が生じた。監査の結果、債務過多を指摘されて破綻を防ぐ対策を早急に取りよう求められ、基金の廃止を決めたのである。市場軽減基金にかかる賦課金の徴収には4か月かかるのに対して、輸出業者は輸出の直後に助成を申請するため、基金は設置以来前払いが生じて恒常的な流動性不足となっていた（IP Lait (2013) pp.28-29）。

なお、賦課金の徴収を停止していた介入基金もこの前後に廃止が決まり（IP Lait (2013) p.29）、IP Laitは輸出助成の基金を持たなくなった。

このころには一時期の過剰は落ち着き、既に基金の必要性は薄れていた。市場軽減基金は設置以来累計で65.4百万フランの輸出助成を行い、それによって1.6万トンの乳脂質を含む2.5万トンの乳製品が輸出された（IP Lait (2014) p.17）。11年5月に1万トンあった記録的な量のバター在庫は12年末までにほぼ解消した。また、市場軽減基金の非会員への義務付けは13年4月までで失効することが決まっており、その更新も困難であった。輸出助成への参加を義務付ける措置は通商法上の問題があり、今後は困難であると連邦参事会が表明していたためである（IP Lait (2013) pp.19-20）。

14年は区分A乳価はそれまでになく高かったものの、区分B乳と区分C乳の割合が拡大した。この年、生乳生産者の組織が区分C乳専門の輸出会社を立ち上げた。すなわち14年3月、スイス生乳生産者連盟は、上位10社の地域生乳販売組織とともに輸出会社ラクトファーマ（LactoFarma）を設立した。同社は季節変動による余剰乳（区分C乳）のみを扱い、協力企業に加工させて輸出する。また、乳脂質（の輸出）に注力し、IP Laitによる用途別区分を補完する。季節変動により安価になった生乳は模造品チーズの原料に用いられることが知られており、この事業はその製造を防ぐ意味もある（14年3月20日報道発表）。ラクトファーマの買入れにより、14年と15年には生産量の多い春の数か月間に区分C乳の増加が指摘された（IP Lait (2015) p.14, 同 (2016) p.15）。基金がないなかで可能な限り余剰乳を処分し

ようとする生乳生産者の組織的取組みであり、15年からの安値の下でその存在意義は高まったと考えられる。

(4) 新たな基金の設置

15年には乳価が再び急落し、09～10年を下回る水準となった。今度の値下がりには外的な要因によるところが大きかった。そのことが乳価の下落幅が15年のEUや09年のスイスにおけるそれより小幅であった（前出第4図）ことにも貢献したと考えられる。この年はEUが生乳割当制度を廃止した。EUでは既に数年前から段階的に増産が認められており、一部では積極的な投資と増産が進められていた。ところが中国等の輸入需要が鈍化し、またロシアがEUなど西側諸国からの輸入を禁止したため、供給過剰が増幅されたのである（平澤（2019b）、IP Lait（2016）p.11）。

再びバター在庫が拡大していたが余剰処分の基金は設立されず、ラクトファーマによる助成なしの輸出が行われた。

さらにこの年の12月に新たな転機が訪れた。WTO閣僚会議がナイロビで開催され、農業分野における輸出補助金の撤廃が決定されたのである。^(注31) 先進国は即時撤廃が原則であったが、スイスは数年間の猶予を獲得した。その間にチョコレート法の廃止が不可避となった。

翌16年、乳価がさらに下落するなかでチョコレート法廃止への対応が検討された。チョコレート法による助成は工場乳の11%が対象となっており（IP Lait（2016）p.3）、

放置すれば輸出向け加工食品の原料乳製品は輸入品に置き換えられる可能性が高い。そのため、チョコレート法による輸出助成を民間で代替することとなり、11月にはIP Lait委員会が二つの新たな基金を設置して19年1月1日から運用を始める方針を採択し（IP Lait（2017）pp.20-21）、翌17年4月には総代会が両基金の規則を採択した（IP Lait（2018）p.20）。

新設の基金は、チョコレート法を代替する「原料価格低減基金」と、過剰対策として乳脂質の輸出助成を行う「調整基金」である。助成の80%が前者、残り20%が後者に充てられる。また、原料価格低減基金はその一部（当初5%、2年後は9%）を「市場開発枠」として新商品の助成に用いる（IP Lait（2017）p.21、同（2019）p.20）。

財源はチーズ用乳を除くすべての生乳に対する賦課金である。19年1月1日のチョコレート法廃止と同時に、連邦政府がチョコレート法の輸出助成と同額の予算を使って生乳生産者向けに販売乳の追加的助成を導入しており、それを基金の財源に充てることになった（IP Lait（2017）p.21、同（2019）p.20）。そのため賦課金率の上限は販売乳の追加的助成の単価（当初は4.5セント）と同額である（IP Lait（2020）p.23）。また、集金は加工業者を通じて行われる（IP Lait（2017）^(注34)p.21）。

調整基金の助成対象は、企業が余剰乳である区分C乳を買い入れ、そのすべてを乳脂質の高い製品に加工して輸出するものに限られる。助成を受ける企業は、基金に参

加しかつ国内で加工を行っている必要がある。区分C乳の買入れ時期は所定の調整月のみが認められる（IP Lait (2019) p.22）。これらの要件はラクトファーマの業務と類似していることが明らかであろう。19年中は区分C乳が発生しなかったことから、調整基金による助成もなかった。同年9月以降、調整基金の残高がほぼ1千万フランに達したため賦課金（0.9セント/kg）の徴収は停止された。

新しい基金においても賦課金の徴収が輸出助成の申請より遅れることによる運転資金の問題は潜在的に残っている。原料価格低減基金はこの要因により運用を開始した19年に赤字となったが、市場開発枠からの財源移転と調整基金からの借入れにより資金を調達し流動性不足は生じていないという（IP Lait (2020) p.25）。

また、実は穀物部門も同様の原料農産物にかかる輸出助成を導入しており、酪農部門と穀物部門は輸出企業の使い勝手に配慮して一貫性のある仕組みを構築した。輸出企業との契約や助成申請窓口は、両部門で一元化されている（IP Lait (2019) pp.21-22, 同 (2020) p.24）。輸出向け加工食品の原料農産物輸入は認可制から通知制に簡素化される予定であり、輸入を防ぎ国産原料乳製品の販路を維持するには基金による助成が重要となっている（IP Lait (2018) p.20）。

（注31）チョコレート法は輸出補助金であるため、WTOの規制により存続が難しくなるとかなり前から予想されていた（平澤（2007b）49頁）。

（注32）17年12月の改正農業法第40条による。実質的にチーズ用以外の生乳が対象。チーズ用乳にも販売乳の追加的助成自体は支払われるが、チ

ーズ用乳の追加的助成から同額が差し引かれる（農業法第38条第2項）。

（注33）乳価支持令（RS 916.350.2）第2a条第1項による。

（注34）これは集金を確実かつ効率的に行うためと考えられる。

5 考察

（1）EUに囲まれたスイスの選択肢

現地調査の時点（19年）で、最近数年間は毎年のように政府による生乳割当を復活させる提案がなされているとのことであった。しかしそれは現実的ではないとの見方が有識者の間では一般的であり、筆者もそのとおりであると思う。

品目をチーズに限定した市場開放であるとはいえ、開放市場でスイスのような小国が生産調整を維持することはそもそも困難である。EUの市況は与件であり、スイスはほぼ一方的に影響を受ける立場にある。端的な例を挙げれば、工場乳価の低迷はフラン高・ユーロ安によるところが大きく、為替相場が回復すればその分改善が見込まれる。数量面でも、自国の生産を縮小すればEUからの輸入が拡大する可能性が高く、生産調整で価格を完全に制御することは難しいであろう。そのなかでもし今後数量管理を再導入することがあるとすれば、それはかつての生乳割当のような硬直的なものではなく、EU市場の動向に柔軟に対応できるものが必要であろう。

スイスは、EUに囲まれた市場環境のなかでいかに生き残っていくか、どのようなやり方が望ましいかを常に問われている。チ

ーズは従来も輸出実績があり、製品の差別化に基づく輸出拡大に成功すれば、余剰生産力のはけ口となる可能性があると期待された。しかし現実には通貨高もあり輸入が輸出を上回って拡大し、数量ベースでは純輸出が縮小している。付加価値の高い高級チーズを輸出して収益を上げる一方で、国内需給の緩みと、安価な輸入チーズが出回ることの両面で値下がり圧力につながっているとみられる。なお、工場乳と同様、外国為替相場次第で状況がある程度改善する可能性はあると考えられる。

IP Laitが最近注力しているのは国産品の差別化である。IP Laitは10年代半ばから貿易自由化の下で生き残りを図るための中長期戦略を検討し、19年に新たな取組みである「スイスミルク グリーン」を開始した。放牧、環境・景観保全、動物福祉などスイス生乳生産者の高度な取組みを消費者に周知して印象を高め、付加価値につなげることが狙いである。生乳の買い手は新しい基準を満たす参加農家に2セント/kgを追加で支払う。数年後には基準を満たさない生乳の取扱いを停止する予定である。連邦政府はこの取組みに関心を示しており、他の品目でも導入される可能性があると^(注35)いう。

(注35) 現地調査による。

(2) 民間組織による市場の管理

民間組織とはいえ、数量管理や価格形成を担ううえでは政策による誘導と支援が重要である。政府は各種の施策により生産者を組織化して交渉力を持たせるよう努め、

民間組織の取組みを支えるべく法的裏付けの強化や財源の支援、検査ノウハウの提供などを行っている。

生乳割当の廃止に際しては、早期免除を導入することによって生産者の多くが参加し、組織化が進んだ。これによって生産自由化の移行円滑化とともに、自由化後の数量管理と、川下部門との交渉を担う主体が育つよう意図されていた。しかし、早期免除に参加して増産した農家と、増産しなかった農家の間で余剰生産の削減負担について鋭い利害の対立が生じ、皮肉にも民間組織による数量管理が頓挫する大きな要因となった。予期せぬ国際市況の変動が重なって移行期間中に生産が急拡大し、完全自由化とともに乳価が急落したことによって矛盾がこのように拡大した。最終的にでき上がった仕組みは買い手である乳業側の契約形態に合わせる形で再編され、明示的な数量管理を欠いていた。

生産者間と業界間の利害調整は容易ではない。増産しなかった農家は増産した農家に生産過剰の責任があるとして強く批判し(IP Lait (2011) p.3)、各種の生産過剰対策で大きな負担を求めたが、そうした決定の実施は強い抵抗にあい、3回にわたって中止や緩和が必要となった。また、輸出助成のための賦課金にまつわる経緯からは、工房チーズ用乳と工場乳の生産者間の利害の相違も見えて取れる(後述)。

まして生乳の売り手と買い手の利害対立は当然のことであり、業際組織の設立自体が容易ではなく、農民連盟の仲立ちを必要

とした。双方とも業際組織からの脱退例があり、指標価格の合意がしばしば得られないなど、妥協の難しさが見て取れる。現行の仕組みは、用途区別の乳価を中心としているため、生乳の用途を決定する乳業側と売り手である生乳生産者の間には大きな情報の非対称性があり、生乳生産者側の不満につながっている。透明性の確保と不正を許さない仕組みによる相互の信頼確保とともに、生乳生産者の意向を十分に反映できる仕組みが必要とされる。IP Lait委員会における生乳生産者連盟の議席数拡大はそうした意味を持っていると考えられる。

(3) 工房チーズ用乳の独自の枠組み

生乳の用途区分は、既に工場乳の需要者が買付契約で導入していた区分に由来ないし類似するものと考えられる。また、標準契約はすべての生乳に拡大されたものの、区分A指標価格は工場乳を想定している。現実の区分A指標価格はチーズ用乳価並みの水準ではあるものの、現行の仕組みは全体として付加価値の高いチーズ用乳（全体の45%）や非サイレージ乳（工房チーズ用乳、全体の3分の1）に十分明示的に対応していないようである。

実際、現地調査では工場乳と異なる仕組みが確認された。アッペンツェラーなどの銘柄チーズに関しては各種チーズの団体がそれぞれチーズ工房の生産枠を管理しており、民間で生乳割当と類似した仕組みが維持されている。これによってグリュイエールチーズなどは高付加価値を維持している

という。つまり、十分な差別化ができていれば生産調整は依然として有効である。一方、エメンタールチーズは品質問題や安価な輸出によってブランドイメージが損なわれ、諸外国で生産されているため供給管理も困難であり、生産が縮小した。また、中山間地域で有機生産への移行が顕著に増えた州もあり、酪農市場の自由化と乳価安に対応した動きとみられている。有機生産に転換した農家も訪問したが、有機乳価は高水準で安定しており、元のままの経営であれば苦境に立たされたであろうとのことであった。ただしその前提として、スイスには有機乳製品に対する消費者の十分な需要が存在しているということであろう。

生乳市場全体に関する施策においては工場乳と工房チーズ用乳、あるいは非チーズ用乳とチーズ用乳の利害調整が必要であり、一連の経緯からは受益者負担と平等に配慮して対象となる生乳の範囲や分担の検討を重ねていることが見て取れる。19年に開始された新たな基金の賦課金対象からチーズ用乳を除外したのは、かつての介入基金に対する反発も反映しているのではないか。原料価格低減基金はもっぱら脱脂粉乳やバターの助成に用いられるからである。チョコレート法による輸出助成金の予算を引き継いだ販売乳の追加的助成が、実質的にチーズ用乳以外の生乳に限られていることと整合的である。一方、同じ賦課金により賄われる余剰乳処理の調整基金は生乳全体に好影響を及ぼすはずであるが、チーズ用乳は負担を免れている。ただし、チーズ用乳

は形式上すべての生乳を対象としている販売乳の追加的助成を実質的には得られなかった（チーズ用乳の追加的助成から控除される）ので、釣合いが取れているようにも見受けられる。

<参考文献>

- ・ 糊澤能生（2014）「スイスにおける生乳生産割当枠制度——国家による市場管理から私人による市場管理へ？——」、五十嵐敬喜・近江幸治・糊澤能生編『民事法学の歴史と未来——田山輝明先生古稀記念論文集——』成文堂、341～364頁
- ・ 農林中金総合研究所（2007）「自由貿易協定情報調査分析検討事業報告書 対象国スイス 平成18年度」
- ・ 平澤明彦（2007a）「スイス農業政策の対外適応と国内調整——農政改革にかかる国民合意と96年の憲法改正——」『農林金融』6月号、14～26頁
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0706re2.pdf>
- ・ 平澤明彦（2007b）「スイス農業政策のEU対応——EFTAから農産品FTAまで——」『農林金融』7月号、44～53頁
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0707ab1.pdf>
- ・ 平澤明彦（2019a）「食料安全保障を重視するスイス農政」『農村と都市をむすぶ』第69巻第3号、3月、47～57頁
- ・ 平澤明彦（2019b）「米国とEUにおける農産物の生産調整廃止とその後」『日本農業年報』第64号、3月、41～64頁
- ・ Année politique Suisse (APS) , Institut für Politikwissenschaft, Universität Bern, web site database (anneepolitique.swiss) .

- ・ Conseil fédéral suisse (CFS) (2002) Message concernant l' évolution future de la politique agricole (Politique agricole 2007) du 29 mai 2002, 02.046, *Feuille fédérale*, n° 29 du 23 juillet 2002, pp.4395-4682.
- ・ Conseil fédéral suisse (CFS) (2006) Message concernant l' évolution future de la politique agricole (Politique agricole 2011) , 06.000.
- ・ Conseil fédéral Suisse (CFS) (2012) Message concernant l' évolution future de la politique agricole dans les années 2014 à 2017 (Politique agricole 2014-2017) du 1^{er} février 2012, 12.021, *Feuille fédérale*, n° 11 du 13 mars 2012, pp.1857-2114.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2011) Rapport d' activités 2010.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2012) Rapport d' activités 2011.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2013) Rapport d' activités 2012.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2014) Rapport d' activités 2013.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2015) Rapport d' activités 2014.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2016) Rapport d' activités 2015.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2017) Rapport d' activités 2016.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2018) Rapport d' activités 2017.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2019) Rapport d' activités 2018.
- ・ Interprofession du lait (IP Lait) (2020) Rapport d' activités 2019.

（ひらさわ あきひこ）



農福と農泊と農協改革

夜空を見上げて星を観るとき、一つの星だけを観るよりも他の星に視線を転じてみることで、前の星がよりくっきりと目に映ったり星座全体が浮かび上がって見えるという経験をしたことがないだろうか。物事を理解したり進めたりする際にも、複数の事象をつなげて考えたり連携させることで理解が促進され物事が円滑に進むことがある。「農福連携」がまさにこれにあたっていて、農業や福祉の分野はそれぞれに多くの問題を抱え解決策を見いだすのに呻吟^{しんげん}しているが、ひとたび二つをつなげてみると、びっくりするぐらい視野が広がり思いもつかなかった答えが出たりするのだ。

農福連携はこの秋から新たなステップに踏み出そうとしている。9月16日には「人を耕す」「地域を耕す」「未来を耕す」をキーワードに全国の農福の取組みを顕彰するノウフク・アワード2020の募集が開始された。農福連携等応援コンソーシアムの活動が本格的に始まったこの機会に、もう少し連携の視野を広げて考えてみてはどうだろうか。

まずは農福と農泊をつなげて考えてみよう。農福の現場では様々な障害者が働いているが、障害者と一くくりにしてしまうと実態は見えてこない。地道に単純作業を持続できる人もいれば、目先を変えないと長続きしない人もいる。対人関係を結ぶことが不得手な人もいれば人付き合いが大好きという人もいる。そうしたパーソナリティの幅に加え、強い行動上の障害があるかないかなど障害特性によって適した仕事内容は大きく変わってくる。幸い農業というフィールドは「百姓」という言葉に象徴されるように多くの仕事で成り立っているので、他産業に比べれば障害者に適した仕事を見つけやすいが、障害者のQOLや農福事業体の持続可能性の向上を図るためには、フィールドをもっと広く取り選択できる仕事内容の幅を広げることが不可欠である。そこで農福と農泊をつなげるとどんな化学反応が起きるだろうか。コロナ後の農泊の決め手は「体験、滞在」と「手造り感」にあると思うが農村にはそれを担う人が決定的に不足している。望ましい農泊を進めるうえでの働きを農福の担い手である障害者や農福事業体に担ってもらったらどうなるであろうか。農泊で地方に滞在するツーリストの食材には農福で生産した農産物や手造りの加工品を提供、宿泊に伴うリネンサプライや掃

除はそもそも福祉事業体の十八番である。農泊で体験してもらう農園の日常の管理も任せてもらいましょう。朝食会場で給仕するのは接客が大好きな知的障害のある人にやってもらいましょう。このように連想を進めてみると農福と農泊は極めて相性が良いことがお分かりいただけると思う。この二つが積極的に展開されれば、枝廣淳子さんが『地元経済を創りなおす』（岩波新書）で言っておられるように、地域内の経済循環が活性化され地域を耕すことに貢献できるのではないか。農泊の担い手である(株)農協観光が農福連携を広げる活動に着手したことにも注目しておいて欲しい。

次に農協改革とつなげると何が見えるだろうか。農協系統の皆さんはここ5年以上「自己改革」の旗の下に各種改革に取り組まれ多くの成果を挙げてこられた。しかしこれから最終コーナーとも言える准組合員の事業利用規制問題について来春には結論を出すことになっている。これまで同様農業者の所得増大への取り組みを続けることは言うまでもないが、これからの時間では「JAが地域にとって不可欠の存在」であることについて国民各層からの理解を得ることが何より重要だと考えている。言い換えると地方行政がパワーを低下させているなかで、地域の持続可能性のためJAが一肌脱ぐことができるかが問われているのである。そこで提案だが、全てのJAにおいて何らかの形で農福に取り組んだらどうだろうか。取り組み方はいろいろある。まず一番取り組みやすいのは各JAに「ノウハウ相談窓口」を置くことである。農福に取り組もうとしている農業者や福祉事業体は農地の確保や技術の習得に加え生産物の販路の確保など様々な相談事を抱えている。その解決に向け真摯に対応することで地域からの評価は大いに上がるだろう。JAの直売所やA-COOPでは農福産品が必ず売られるようになったら嬉しいものだ。また既に各地のJAで取り組まれている繁忙期の労力調整も有効な手法だ。野菜の収穫や出荷作業の手が足りない農業者と外仕事を求める就労支援施設をつなぎ大きな成果を挙げている。

夜空を見上げて星から星をたどって考えてきたが、農福も農泊も農協改革も指し示す先には「地域共生社会」という星座が横たわっている。たどり着くのは容易ではないが手に手を携えて前に進もうではないか。

((株)農林中金総合研究所 理事長 皆川芳嗣・みながわ よしつぐ)

中国農村産権交易所の開設と 運営において求められる要件

主任研究員 若林剛志

〔要 旨〕

農村産権交易所は、中国農村部において財産権を取引するために設けられた取引所である。本稿は、交易所の開設と運営に関する基礎的な政策文書を紹介することで、交易所の概要をつかむことを目的としている。交易所の主な特徴としては、多様な財産権を扱うことができること、非営利であれば民間企業が開設および運営してもよいこと、農民に近い郷鎮での開設が推奨されていること、3つの基本機能から必要に応じて機能を拡大できること等がある。これらの特徴は、農地流動化という農業構造の変化に関与する組織のあり方を検討する際の論点となりうる。

目 次

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 農村産権交易所 | (10) サービス内容〔服务内容〕 |
| 2 交易所開設と運営に関する通達の趣旨の説明 | (11) 管理制度 |
| 序文 | (12) 監督管理 |
| (1) 指導思想 | (13) 業界団体設立と業界の自主ルール |
| (2) 基本原則 | 〔行業自律〕 |
| (3) 位置付け〔性質〕 | (14) 政策支援〔扶持政策〕 |
| (4) 機能〔功能〕 | (15) 組織指導〔組織領導〕 |
| (5) 設立 | 3 交易所の特徴と農地取引に関与する組織を |
| (6) 構成 | 考える際の論点 |
| (7) 運営方法〔形式〕 | 4 最近の動向 |
| (8) 取り扱う財産権〔交易品種〕 | —おわりにかえて— |
| (9) 取引主体〔交易主体〕 | |

1 農村産権交易所

農村産権交易所（以下「交易所」という）は、中国農村部において財産権を取引するために設けられた取引所である。^(注1)農村部を訪問した際に注意深く探せば、大方目にすることができる交易所であるが、交易所に関する統計資料が不十分なため、全国的な動向を知ることすら難しい。それでも、全国の交易所数ならば、これまで少なくとも农业部（2016）および韓（2018）の2回にわたり報告されている。^(注2)前者によれば、2015年の交易所数は、県や市に1,231、郷鎮に1万7,826あり、後者によれば、18年のそれは21省の県や市に1,239、郷鎮に1万8,731あることに言及されている。18年の県レベルの行政区画数が2,851であり、郷レベルのそれが3万9,945であるから、県や市の43.5%、郷鎮の46.9%に交易所が存在することになる。また、15年から18年までの間の交易所数は、伸びてはいるものの、その動きは緩慢である。

中国国内にこれだけの数があるにもかかわらず、日本において交易所が紹介されることはほとんどない。^(注3)しかしながら、交易所の情勢を確認する意義はあり、特に本稿では以下の2つの意義を重視している。

第1は、財産権のうち農地の経営権を取り扱っていることである。^(注4)実際に、交易所において主に取引される財産権は農地の経営権である。交易所を利用するか否かは任意とはいえ、農民が持つこの権利を媒介す

ることによって、交易所は農地の集積および集約といった中国農業における構造変化に関与しているのである。

農地の集積あるいは集約化といった農地の流動化は、中国の農業政策のなかでも重視されている。中国では、農業の産業化による農業の発展が志向され、それによって農民、農業、農村にまつわる諸問題、いわゆる三農問題の解消の一翼を担うことが目指されている。農地流動化による経営体の経営規模の拡大は、産業化を推し進めるにあたって不可欠であり、一方の経営権の出し手である貸し手にとっても、経営権を一定期間譲渡することが、農業経営以外に自らが持つ資源を振り向けることにつながり、効率化できる可能性を有している。農地流動化をめぐるこうした中国の動きは、農業の成長産業化を推し進め、担い手に農地を集積し、経営規模を拡大することが政策課題となっている日本と重なる部分がある。^(注5)

第2に、本稿では取り扱わないが、農地の経営権を扱うことから、その価値を見込んだ派生取引があることである。特に注目されているのは経営権を担保とした融資である。これは経営権を持つものが金融機関から融資を受ける際に、経営権を担保として融資を受けることである。^(注6)

銀行融資を中心とした信用取引において、借り手は自らの要資額を借りられるとは限らず、その制約が資源配分に影響を与え、収益を制限することもある。実際に、経営体への農業融資において、あるいは農民専業合作社の事業資金融資において担保が不

足しているという報告もある。^(注7) こうしたことを抑制するために、ほとんどの農民が持つ経営権を資産化し、それを担保として活用可能にしようという試みがある。

なお、交易所は、経営権取引において、経営権の価格形成機能を担っている。取引価格は、担保の価値に少なからず影響すると考えられることから、交易所が持つこの機能は、経営権の担保価値を評価するうえで無視できない。加えて、交易所のなかには、資産評価機能を持つ所もあり、経営権を評価する場合もあるという。

交易所を対象とした調査研究に以上のような意義があるにもかかわらず、日本においては交易所の紹介がほとんど見当たらないのが現状である。そこで、本稿では交易所の開設と運営に関する基礎的な政策文書である国務院弁公庁「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」(農村財產權取引市場を健全な發展に導くことに関する意見)を紹介することとする。この文書は、中国において国全体の方針が決定され、その後、に発出される文書の中でも、交易所というものを大づかみに知るのに適した文書である。^(注8) そして、この文書の紹介を通じて、農地取引に関与する組織について検討する際の論点となりうる事項にも触れたい。

(注1) 本稿では、後述する政策文書「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」で記されている「農村產權流轉交易市場」を、交易所としている。そうしているのは、市場が取引の場であり、上記文書が財産權取引市場の一部を担っている各々の交易所の開設と運営に関するものだからである。

(注2) 農業部は日本の農林水産省に相当する組織であり、2018年に農業部から農業農村部となっ

た。また、韓(2018)は、中国の農村改革40周年にあたってのプレスリリースであり、報告者である韓長賦氏は、当時および本稿執筆時点の農業農村部部長(部長は大臣に相当)である。したがって、交易所数に関する数値はいずれも農業農村部によるものである。

(注3) もちろん中国語では多くの文献がある。しかし、全国的な動向の把握が難しいことから、実態調査が中心であり、特に北京、武漢、成都といった大都市にある交易所に関する事例研究が多い。そのなかで、神州土地研究院編著(2018)は、交易所に関するトピックを総合的に扱った文献であるが、それでも交易所数や交易所を経由した取引件数や取引額といった情報には乏しい。日本語による文献としては若林(2020)、若林・王(2020)があり、後者では交易所の簡素な文献レビューが行われている。

(注4) 中国では、農地における権利を所有権、請負権、経営権の3つに分け(三權分置)、このうち経営権は、農地を所有している集団に届け出れば、経営権の権利保有者が自由に取引できることになっている。

(注5) 中国の農地流動化の状況について「農村經營管理情況統計」によれば、17年末までに5.12億ムー(約3,413万ha)の請負農地が流動化された。これは、総請負經營農地面積の37%に相当する。流動化の主な形式は賃貸(出租)で4.14億ムー(約2,760万ha)であり、これは流動化された面積の81%を占める。流動化された農地の受け手の第1位は農家(農戸)であり、2.94億ムー(約1,960万ha)となっており、これに第2位の合作社の値(1.16億ムー〔約773万ha〕)を加えると、流動化された面積の80%を占めることになる。

(注6) 融資取引において農地を担保とすることに関するこれまでの動きや事例について王(2018)、経営権担保融資を行うことを支援する交易所について述べた文献として中国农业銀行湖北省分行课题组(2014)がある。

(注7) 前者の例として何・何・郭(2018)、王(2018)、冯ほか(2019)、後者の例として王(2019)がある。

(注8) 交易所の整備に関連する動きを示しておく。交易所の整備は、13年11月の中国共产党第十八届中央委员会第三次全体会議で、交易所を立ち上げ、取引の透明性、公正性、規範的な運営を推進することが決定されたことに始まる(「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」〔全面的な改革を深化させる若干の重大問題に関する決定〕の中に「建立農村產權流轉交易市場、推動農村產權流轉交易公開、公正、規範運行」という文言がある)。この決定に基づいて、

14年11月に、中共中央・国務院は「關於引導農村土地經營權有序流轉發展農業適度規模經營的意見」（農村土地經營權の秩序ある流動化により適正規模への経営発展に導くことに関する意見）を出し、適正規模での農業経営を進めるために農地の流動化が求められるとして、農地經營權の取引に関する全般的な指針を示した。同様に、14年12月には、本稿が紹介する「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」が出され、農地經營權を含む取引可能な財産權を取引する場である交易所の開設と運営に関する指針が示されたのである。その後、16年6月に農業部が「農村土地經營權流轉交易市場運行規範（試行）」（交易所運営規範〔試行〕）を発出し、農地經營權を取り扱う交易所に向けて、（例えば身分證明書を提示するなどの）実務も含めた運営のためのルールを示している。

2 交易所開設と運営に関する通達の趣旨の説明

国務院弁公庁は、14年12月に「關於引導農村產權流轉交易市場健康發展的意見」（以下「通達」という）という交易所の設置および業務運営の指針を公表した。この通達

は、4部15項目から構成されており、交易所の開設とその後の運営にあたって求められる要件が記載されている（第1表）。この通達は現在でも有効であり、かつ基本的なものであることから、以下では通達各項の概要とその趣旨を逐次紹介していく。紹介は、通達各項の内容を簡潔に示し、必要に応じてその趣旨を添えることとしたい。

序文

a 概要

まず、序文に交易所とその整備が必要な理由が記されている。^(注9)それは、三権分置等の農村改革と他産業への労働吸収を中心とした労働の移動を主な理由として、農民から經營權等の財産權讓渡需要が大幅に増加していること、財産權に関する多様な取引所が設立され、有効なサービスを提供してきたが、それぞれの運営にばらつきがあり、

第1表 交易所の開設と運営にかかる通達の構成とその内容

項目	記載内容
一、総体要求 (一)指導思想 (二)基本原則	通達を通じて求めていることについて これまでの方針に従って交易所を築いていくこと この通達に通底する原則を掲示
二、定位和形式 (三)性質 (四)功能 (五)設立 (六)構成 (七)形式	交易所の位置付けや形式について 交易所の性格、何を取引する所か 機能について記述 設立形態と非営利性について記述 事業の範囲について記述 多様な財産權取引をニーズに合った形式で提供すること
三、運行和監管 (八)交易品種 (九)交易主体 (十)服务内容 (十一)管理制度 (十二)監督管理 (十三)行業自律	運営と監督・管理について 取り扱う財産權について記述 取引を行う主体について記述 サービス内容について記述 設けるべき規程について記述 管理主体について記述 自己規律性を高めるために業界団体を作ること
四、保障措施 (十四)扶持政策 (十五)組織領導	保障措施について 地方政府が交易所をサポートすることを記述 地方政府が交易所を指導していくこと

資料 国务院办公厅(2014)

設立および運営についての規範が必要となっていること、交易所の健全な発展が権利の保護といった公益性にもつながり、かつ効率的な資源配分にもつながることから、交易所の開設と運営にあたってのガイドラインを提示したことが述べられている。

b 趣旨

労働移動に伴う経営権の譲渡は実際に多く見受けられ、そのニーズは高い。しかし、そのニーズに応えるためとはいえ、交易所が乱立し、各交易所の運営にばらつきがあったことから、健全発展のための指針を示すこととなった。通達では、取引の透明性や農村インフラとしての組織の透明性を維持し、組織の信頼性につなげることが求められ、第2項のほか、おおむね第11項から第13項がこれに関係している。もちろん、これらは交易所の開設と運営にあたって求められることであるが、改めて取引の透明性の確保を推し進める背景に、財産権取引にかかるトラブルが少なからずあったことがある（農業部（2016））。例えば、農地が集団所有であるにもかかわらず、少数の者が不明瞭な取引を行い、集団と集団に属す個別農家に不利益を与えかねないことがあった。

（注9）本稿における整備とは、指針に則して開設、統廃合すること、あるいは機能などを検討することである。後述のとおり、通達の前に財産権を取引する場を設けていた地域もあるため、統廃合も含んでいる。

(1) 指導思想

a 概要

本項では、これまで進められてきた党の基本方針に従って、農民や農村集団が所有する企業や合作社等の経済組織〔農村集体经济組織〕の財産権の保護を前提とした交易所を築いていくことを記している。^(注10)

（注10）〔 〕は通達の中で使用されている中国語であり、日本語の漢字と不一致の場合や筆者が必要と判断した場合にこれを付している。

(2) 基本原則

a 概要

第1に公益性を堅持すること〔堅持公益性為主〕、第2に透明性と公正性を堅持すること〔堅持公開公正規範〕、第3に現地の実情によること〔堅持因地制宜〕、第4に着実に推進すること〔堅持穩步推進〕の4つの基本原則を挙げている。

b 趣旨

本項には、交易所開設と運営にあたっての4つの基本原則が記されている。原則であるから、これらは後述する各項に広く及ぶ。

第1は、これにより公共の福祉に沿った組織であることを求めている。

第2は、文字どおり、透明で取引の公正性を担保することを通じて信頼に足る組織であることを求めた文言である。

第3は、それぞれの地域において、交易所を開設するか否か、開設するならばどのような交易所を開設するか、そしてどのような財産権を取り扱うかについて、各地の

実情を考慮して計画や方針を定め、それに従い開設および運営していくことが求められている。現地の実情によるという文言から想像できるように、交易所の多様性が許容されている。実際、中国は広く、各地域の条件が一様でないため、現地の実情を踏まえることが記載され、それを原則としている。

第4は、既に開設されている交易所等を活用しながら、地域農民のニーズに合わせて、着実にその機能を充実させながら推し進めていくことが掲げられている。着実な推進については、ともすれば開設することが目的となり、それが性急なため実情に即していない交易所が開設されることを防止するとともに、運営において取扱件数や取扱額等の経営規模を追い求めるものとならないよう宣言しているものと考えられる。

ちなみに、既に開設されている交易所等とは、政府による農地の流動化促進と請負経営権譲渡のための市場整備方針を受けて、08年頃から設立されてきた経営権を媒介する場である。^(注11) その名称は地域ごとに多様であるが、請負経営権流動化サービスセンター〔農村土地承包経営権流転服務中心〕等と呼ばれていた。設立の早い交易所の例として、08年設立の成都農村産権交易所、09年設立の武漢農村総合産権交易所等がある。

(注11) 14年の一号文件において明確化されるまでは、請負権と経営権は未分離であったため、請負経営権が取引対象となっている。

(3) 位置付け〔性質〕

a 概要

本項には、交易所が様々な財産権の取引を行う拠点であることと、多様な財産権を包括的に取り扱う交易所だけでなく、既存の請負経営権流動化サービスセンター等も含めて交易所と呼称することを示している。

これに加え、取引の主流となっている財産権の例示があり、それは経営権や集団林地経営権である〔農戸承包土地経営権、集体林地経営権為主〕。ただし、集団所有となっている土地の所有権〔農村集体土地所有権〕は取引できず、可能なのは集団所有となっている農地に付随している農地を使用するための経営権である。

b 趣旨

上述のとおり、もともと交易所は、各地において必要に応じて設立された請負経営権流動化サービスセンターがあり、政府が示す将来像は、そこに行けば多様な権利の取引を、取引主体が望む形で取引することが可能な総合的なサービス拠点（プラットフォーム）^(注12)である。

(注12) 交易所の例として、請負経営権流動化サービスセンター〔農村土地承包経営権流転服務中心〕、集団資産管理交易センター〔農村集体資産管理交易中心〕、林権管理サービスセンターと林業産権交易所〔林権管理服務中心和林業産権交易所〕などが挙げられている。

(4) 機能〔功能〕

a 概要

本項には、交易所が持つべき機能が記述されている。交易所は、基本機能として情

報伝達、価格形成および仲介の3つの機能を果たすとともに、ニーズに合わせて法律相談、資産評価等に機能を拡大していき、農村における総合的なサービス拠点（プラットフォーム）に発展することが展望されている。

b 趣旨

交易所は、交易所ごとにニーズに応じて機能を拡大することが記されている。例えば、筆者が若林・王（2020）で事例として取り上げた交易所では、上記の3つの基本機能のほかに、農地流動化に伴う契約内容の確認、決済、基金を活用した賃借料保証、農地のストック、農地付帯施設整備といった機能を有していた。契約内容の確認、決済および賃借料保証については、後々のトラブルを回避する目的から設けられ、賃借料保証、農地のストックおよび農地付帯施設整備機能は、経営権譲渡者のニーズを反映して設けられている機能であった。農地流動化に伴う契約内容の確認機能および決済機能は、少ないながらも筆者が調査した他の交易所でも確認されており、決済支援は後述の通達第10項にも交易所のサービス内容として例示されている。加えて、若林・王（2020）では、基金を活用した賃借料保証機能、農地のストック機能、農地付帯施設整備機能は、上述の事例を除き、調査した交易所では今のところ確認されていないという点で、独特の機能であることに言及している。

(5) 設立

a 概要

本項には、交易所を非営利法人として設立し、利用者にサービスを提供することが明示されている。法人の設立形態は、企業法人または事業法人とされており、地方政府によって認可される。そして、認可した地方政府が、交易所を指導および委員会を通じて監督することとしている。

b 趣旨

交易所が非営利法人であることが明文化されているが、交易所を運営する主体は営利団体であっても差し支えない。したがって、営利企業が交易所の開設および運営に関与することはあるし、現に筆者も陝西省において3つの交易所の運営に関与する企業を訪問し、聞き取り調査を行ったことがある。ただし、当然のことながら、営利団体であっても交易所の運営に限っては、非営利ということだけでなく、基本原則である公益性の保持が求められる。なお、指導および監督については、それぞれ第15項および第12項に記載されている。

また、事業法人とは国や地方政府によってある特定目的のために設立される法人であり、例えば国の社会科学系のシンクタンクである中国社会科学院は、国に寄与する研究を行うことを目的に、国によって設立された事業法人である。

(6) 構成

a 概要

本項には、既存組織を十二分に活用しながら、利用者にサービスを提供していくこと、各交易所がサービスを提供する範囲は郷鎮を基礎とし、農民に寄り添いながらその機能を発揮すること、必要に応じて県や市までをカバーするような組織として運営を行っていくことができるが、その際も農民に寄り添いながらその機能を発揮するために、郷鎮等の拠点と連携を取っていく必要があることが記されている。^(注13)

(注13) 中国の地方自治は、省級（省、自治区、直轄市〔北京市等〕）、地級（地級市、少数民族が在住する自治州等）、県級（県、県級市等〔孔子生誕の地であり、地級市に位置付けられる済寧市内の曲阜市等がある〕）、郷級（郷、鎮）と4つに区分されている。ここでいう市は、主として数の多い地級市を指していると推察されるが、直轄市である北京市等も含まれると考えられ、例えば北京市農業投資有限公司が出資し、設立された北京農村産権交易所も交易所のひとつである。

(7) 運営方法〔形式〕

a 概要

本項には、実情に即し、ニーズに合った形でサービスを提供していくことが記されている。その形式には、近隣の交易所で多様な財産権を対面取引する形式だけでなく、情報通信技術を通じて貸し手と借り手の取引を可能とすることにも触れられている。

b 趣旨

経営権を譲り受けた経営体が、遠方も含め国内のいずれの地域に、どのような経営権譲渡希望農地があるのかを知ろうとし

ても、郷鎮レベルの交易所の情報までアクセスできないことがあり、不便を感じることもあるようである。実際に、陝西省で交易所の運営に関与している営利企業に尋ねたところ、かつて中国沿海部にある農業関連企業が、陝西省内で営業を行うため農地経営権の情報を得ようとしたが、その情報にアクセスできないあるいはアクセスできても、個別に開設された交易所ごとに照会する必要があり、不便を感じているという相談を受けたことがあるとのことであった。こうした声を反映し、効果的な取引手段の提供を目指しているようである。

(8) 取り扱う財産権〔交易品種〕

a 概要

本項には、取り扱う財産権が8つに分けて記されている。

第1は請け負った農地の経営権〔農戸承包土地経営権〕、第2は林権、すなわち森地経営権および木材利用権、第3は四荒使用権、第4は農村集団が持つ経営性の資産〔農村集体経営性資産〕、第5は農業生産のための施設〔農業生産施設設備〕、第6は小型水利施設使用権〔小型水利施設使用権〕、第7は農業関連の知的財産権〔農業類知識産権〕、第8はその他である。

b 趣旨

第1の農地経営権は、交易所における取引の中心となる財産権である。第2の林権も、上述の第3項に記載されているように、交易所において取引される主な財産権であ

る。第3の四荒使用権の四荒とは、集団が所有する4種類の土地でかつ荒れている土地のことであり、山、溝、丘および砂州の4つを指している〔農村集団所有の荒山、荒溝、荒丘、荒灘使用権〕。第4の農村集団が持つ経営性の資産には、企業、工場、店舗等が該当し、第5の農業生産のための施設としては、施設園芸用のビニールハウス等がある。第6の小型水利施設には、ため池等の水利施設等が、第7の農業関連の知的財産権には、発明や新品種、特許や商標等が該当する。第8のその他については、例えばかんがい施設工事施行の権利を譲渡したり、園芸団地の管理運営権を譲渡したりするなどの例があるようである〔農村建設項目招標、産業項目招商和転讓等〕。

(9) 取引主体〔交易主体〕

a 概要

本項には、取引を行う主体について記されており、いかなる法人または自然人も交易所を利用し取引することができるとうたっている。主に取引を行うのは、農民、合作社、農村集団が所有する経済組織などの集団経済組織、農業関連の企業である。宅地利用権や住宅財産権の取引に関し、取引対象者の資格制限はなく、仮に海外の企業や投資家であっても中国国内法に抵触しなければ取引主体となることができる。

取引は自由に行うことができ、取引内容は登録されなければならない。そのなかで、一定額以上の農村集団に属する資産については、交易所を利用し、透明な取引を行わ

なければならないとしている。

b 趣旨

農村集団に属する一定額以上の資産を取引する際に、透明性確保のため交易所を利用する必要があるのは、既述のとおり、集団所有であるにもかかわらず、少数の者が不明瞭な取引を行った例があるためと考えられる。

(10) サービス内容〔服務内容〕

a 概要

本項には、サービス内容が記されている。基本サービスとして挙げられているのは、取引情報の提供、取引の相談と申込みの受付、財産権譲渡取引証明書の発行、財産権の変更登録と資金決済手続きの支援等である。これに加え、資産の評価、法律関連のサービスおよびプロジェクトの推進などもある。

b 趣旨

第7項で述べたように、実情に即してサービスを提供していくのであって、その内容は各交易所で異なる。第4項の趣旨説明で挙げた若林・王（2020）の事例交易所では、基本機能以外に賃借料保証、農地のストックおよび農地付帯施設整備機能を持ち、それぞれ貸し手のニーズに合わせて導入されていた機能である。

以上の3つの機能は、それぞれ概要に例示された基本サービスのひとつとして位置付けることも可能である。賃借料保証は、

地方政府による財産権取引円滑化のためのプロジェクトの一環で設立された基金を利用することで、そのプロジェクトを推進することにつながっているし、農地のストックは、地方政府の土地利用計画において必要となる農地確保の一環でもある。農地付帯施設整備も、地方政府が策定する土地利用計画を進めるにあたって、経営権を有し営農する際の利便性を高めるためとして位置付けることができる。

(11) 管理制度

a 概要

本項は、法令を遵守しながら、基本原則にも掲げられた公正な取引を行い、農村住民にとって利便性の高いサービスを提供するために、交易所が設けるべき規程が記されている。交易所は、どこの交易所でも健全で標準化された管理体制を持ち、そのための規程を策定し、それに基づき事業を行うことを提示している。

(12) 監督管理

a 概要

本項は、交易所の監督に関する条項であり、交易所監督管理委員会と地方政府の市場監督管理局〔農村産権流転交易監督管理委員会和市場主管部〕がそれを行うことを記している。交易所監督管理委員会と市場監督管理局は、公正な取引を推し進めるよう、交易所に対する定期的な検査や監視を行うことはもちろん、情報の隠蔽や不透明な取引を許さず、農業生産能力や生態系を破壊

するような取引も許容しないことが記載されている。

b 趣旨

交易所監督管理委員会は、交易所をうまく運営させるために設けられたものであり、地方政府に属する。例えば、重慶市の交易所監督管理委員会は、重慶市の農業管轄副市长を長としており、地方政府の各局副局長がそのメンバーとなり、運営されている。

(13) 業界団体設立と業界の自主ルール

[行業自律]

a 概要

本項には、各交易所の自己規律性を高め、取引の信頼性を高めるために、交易所の業界団体の設立を検討することが記されている。業界団体の設立によって、取引におけるサービスの基準の設定だけでなく、役職員の行動規範、育成および交易所間の交流等を通じてサービスの質を高めていくことが期待されている。

(14) 政策支援〔扶持政策〕

a 概要

本項には、原則として交易所の開設を認可する地方政府が、交易所をサポートしていくことが記されている。地方政府は、基本原則に照らし、交易所の開設および運営に滞りのないようにサポートすることはもちろん、ニーズに基づき業務を行う交易所に必要な助成も行うこと、総合的なサービス拠点（プラットフォーム）への発展に向け

た交易所の管理体制構築や人材育成などに
対し、行政による交易所へのサービス向上
を推し進めていくことが明記されている。

(15) 組織指導〔組織領導〕

a 概要

本項には、地方政府が交易所を指導して
いくことが記されている。例えば、地方政
府が主体的に交易所を指導し、法令を遵守
するよう促し、各地方の状況を踏まえて交
易所の計画策定を支援し、管理していくこ
とが挙げられている。これらの指導は、地
方政府の関係部と連携を取りながら行い、
それによって交易所が持つ問題を解決して
いくことが求められている。

3 交易所の特徴と農地取引に 関与する組織を考える際の 論点

前節を踏まえ、交易所と交易所を通じた
取引を論じるうえでの特徴をここでは5つ
提示しておきたい。それらは、交易所とい
う農地流動化を推進する海外の媒介組織の
概要を知った今、日本において農地取引を
行う組織、すなわち農地中間管理機構（以
下「機構」という）との対比やそれを考え
る論点となるだけでなく、農地流動化に関
わる組織のあり方を考えるうえでも有益な
材料を提供するものと考えられる。

特徴の第1は、第8項に記載されている
ように、多様な財産権を取り扱うことがで
きる点である。そして、交易所が地区とし

ている地域の実情に応じて、扱う財産権を
選択することが可能である。比較対象とし
て機構を例にとると、山林や施設園芸用の
ハウス等は扱っていない。

第2は、第5項にあるように、非営利で
あるという要件を満たせば、民間企業であ
っても交易所を開設し、運営することがで
きる点である。引き続き機構を例にとると、
同機構は県知事が指定する1つの機関が業
務を行うこととなっており、その多くが農
業公社である。

第3は、第6項で述べられているように、
設置の範囲は限定していないが、農民に近
い郷鎮レベルでの設置を推奨している点で
ある。やはり機構を例にとると、同機構は、
県を範囲として設置されているが、交易所
は、まずは郷鎮レベル、おおむね日本にお
ける市町村内の地区レベルからの設置を推
奨しており、狭い範囲から状況に応じて広
域へと拡大していくことが想定されており、
接近方法が機構とは異なる。また、範囲に
関して、機構では、1県1組織が県内全域
をくまなく地区とし、業務を遂行するが、
交易所は開設が任意であるため、交易所の
ない空白地もあるという違いもある。

第4は、第4項に記された機能について
である。機能には3大機能とそれ以外の付
加機能が複数ある。そのなかで、特にここ
で言及しておくべきは仲介機能である。機
構を例にとると、同機構は、仲介でなく直
接取引相手となり、契約者となっている。

第5は、財源についてである。第14項で
は、地方政府が交易所をサポートし、必要

な助成も行うこととしている。交易所の収支は定かではないが、仲介による収入は少なく、地方政府等からの助成が大きな割合を占める交易所が多いのではないかと推察される。例えば、若林・王（2020）が聞き取り調査を行った事業法人である交易所では、収支に関する聞き取りができなかったものの、少なくとも人件費と事務所費は地方政府から補てんされていると述べられており、この事例では、地方政府による助成を受けているようである。一方、機構では、取引において数%の手数料を得ているところもあるが、それでは成り立たず、国および県からの事業費および人件費の助成が収入の中心となっている。両者の対比から、両者の収支構造は似通っている可能性がある。

4 最近の動向 —おわりにかえて—

これまで交易所に関する基本的な通達を紹介するとともに、交易所のあり方を考えるうえで有益と思われる若干の論点についても提示してきた。最後に、知りうる範囲で最近の動向に触れ、本稿を締めくくった^(注14)。

紹介した通達の発出から5年が経ち、交易所の開設および運営については概して落ち着いているようである。それは、財産権取引の需要が高い地域では既に開設されたことと、この通達が示され、交易所の開設と運営に関する指針を示し、16年6月に農

業部が主として農地経営権を取り扱う交易所で発生する問題を抑制しようと、事業を行うにあたってのルールを示したこと等により、一定程度交易所の運営が軌道に乗ったことが要因ではないかと推察される。また、一方で経営権を譲渡したい人の多くが、既に譲渡してしまったため、取引数が少なく、外形上落ち着いているように見えるという可能性もある。

こうした交易所に関する中国国内での調査研究は多いが、それでも際立って多いというわけではない。特に、ここ2、3年の研究成果は少ない。15年と18年の交易所数の緩慢な伸びからも推察されるように、制度上および交易所の活動にしても、顕著な動きはあまり見られないようであり、そのことが研究の少なさに影響を及ぼしていることも考えられる。

このほか、研究が少ない理由はいくつか考えられるが、ここでは2つ挙げておきたい。

第1は、全国的な動向が把握しにくいことである。筆者の知りうる限り、全国的な数値が提示されたのは2度であり、それも交易所数のみである。このため、中国国内での研究成果は事例分析が中心となっている。しかし、その事例分析においても、取引の件数や取引額が明らかにされることはそれほど多くなく、なかなか実態がつかみづらいようである。

第2に、交易所の評価が難しいことである。第1の点と関係するが、全国的な動向が不明なため、仮に事例を分析してもその

評価や位置付けを述べるのが困難である。加えて、交易所は開設されているが、交易所のなかには、取引実績が少ない所もあるし、交易所の存在によって取引が促進されているかどうかとも評価しにくい。また、通達で地域の実情に応じて設立されることが求められているように、多様な交易所が存在するようであり、そのことも評価を難しくしている。

通達の序文にあるように、交易所は財産権取引のニーズに合わせ発展してきたものである。交易所は、農村に不可欠なインフラとしてより一層利用されるために、取引や組織の透明性を確保しながら利用者の信頼を獲得し、交易所の運営においては、財産権に関する総合的なサービス拠点（プラットフォーム）へ発展することが目指されており、現時点の交易所はそれに至る過程にあるといえるかもしれない。農業構造を変える農地の流動化に関与する組織である交易所の動向は、今後も注目されてよいであろう。

（注14）交易所に関する最近の動きおよび研究動向については、国務院発展研究中心農村経済研究部伍振軍研究員、中国人民大学博士課程在籍の魏広成氏から提供いただいた情報を基に、筆者

が整理した。両氏には記して感謝したい。

<参考文献>

- ・王雷軒（2018）「中国における農地担保金融の最近の動向と課題」『農林金融』2月号、15～28頁
- ・王雷軒（2019）「中国の農民專業合作社による信用事業の現状と課題——新合作社法施行後の聞き取り調査を中心に——」『農林金融』4月号、19～32頁
- ・若林剛志（2020）「中国における農村産権交易所の整備」『農中総研 調査と情報』web誌、3月号、20～21頁
- ・若林剛志・王雷軒（2020）「農地流動化における農村産権交易所の機能に関する考察」『農業経営研究』第58巻第3号（近刊）
- ・冯兴元・孙同全・张玉环・董翀（2019）『农村普惠金融研究』中国社会科学出版社
- ・国务院办公厅（2014）「国务院办公厅关于引导农村产权流转交易市场健康发展的意见」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/22/content_9424.htm（20年7月30日参照）
- ・韩长赋（2018）「中国农村土地制度改革」
http://www.moa.gov.cn/ztzl/xczx/rsqt/201812/t20181228_6165784.htm（20年7月30日参照）
- ・何广文・何婧・郭沛（2018）「再议农户信贷需求及信贷可得性」『农业经济问题』第2期、38～49頁
- ・农业部（2016）「农村土地经营权流转交易市场运行规范（试行）问答」
http://www.gov.cn/xinwen/2016-07/04/content_5088068.htm（20年7月30日参照）
- ・神州土地研究院编著（2018）『中国农村产权流转交易市场发展报告2017』中国农业大学出版社
- ・中国农业银行湖北省分行课题组（2014）「中国农村产权交易所运作模式比较研究——基于农村产权抵押融资的视角——」『农村金融研究』6月、23～28頁

（わかばやし たかし）





公益社団法人大日本農会 編

『平成農業技術史』

本書は、公益社団法人大日本農会が企画した一連の研究会の成果をまとめたものである。「まえがき」によると、その準備会合は2017年1月に開かれたという。「平成も30年ちかく経過し」たことを受け、その農業技術の変遷をまとめようという趣旨だったとのことだが、その2年4か月後に「平成」が幕引きになると、誰が予想し得たであろう。そして、本書は「令和」に入ってから4か月後の19年9月に刊行された。全く奇跡的なタイミングというほかはない。

年号が現実の歴史を画するとは限らない。しかし、少なくとも日本の農業に関してみれば「昭和」と「平成」の間で大きな変化があったことは間違いない。

昭和時代、特にその後期は農業基本法（1961年制定）の下で食料増産や単収の向上が農政の重要課題に掲げられ、機械化や農薬・化学肥料の導入など、いわゆる「近代農法」への転換が進められた。

しかし、平成期には単純な生産拡大や土地生産性の向上は主要なテーマではなくなる。市場の成熟（消費者ニーズの多様化）に応じ、品質や安全性の向上の方が重視されるようになったからだ。昭和期に異端視されがちだった「有機農業」が市民権を得たのも平成になってからのことである。

共働き世帯や単身世帯の増大を背景に「食の外部化」（外食・中食の拡大）が進み、調理の簡便化への志向も強まった。生産者と消費者の間に横たわるフード・チェーンは複雑・長大なものになり、その加工・流通過程に生じる中間マージンを農業側に取

り込もうとする「農商工連携」や「6次産業化」も提唱されるようになった。

牛肉・オレンジ自由化（88年合意）やウルグアイ・ラウンド合意（95年発効）など貿易自由化の進展により輸入農産物との競争を強いられたことも、こうした変化を促した。コスト削減が大きな課題となったのはもちろんだが、生産条件の違う輸入品との価格競争には限界があり、品目によっては品質や安全性、ブランド価値の向上でグローバル化に対応する動きが強まった。

平成期には農業者の高齢化や後継者不足が深刻化し、生産性の向上というよりは農作業の負担軽減という意味での「省力化」が要求された。ロボットやAI（人工知能）、ドローンなどを駆使した「スマート農業」の流れもその延長線上にあるものだが、今日では農外から新たな人材を招き入れるという意義も帯びている。

本書の特徴は、上記のような時代状況の変化を的確に踏まえつつ、それが具体的な農業技術の発展にどう反映されてきたかを丹念に検証している点にあらう。個別の農業技術そのものに関心がある読者はもちろんのこと、技術の変遷を通じて日本農業総体の流れを捉え直してみたいという人にとっても、読み応えのある内容といえる。

個人的には「環境問題」と「東日本大震災対応」を大きな柱に据えた点を、特に高く評価したい。地球温暖化に起因する異常気象の多発や原発事故は人類自らが招いた災厄であり、農業を含む現代文明の持続可能性に根本的な疑義を生じさせている。科学技術の発達と経済成長が本当に幸福な未来を約束するのか——それこそが、農業界を含め「令和」を生きる我々に突きつけられた最大の問いであろう。

——農山漁村文化協会 2019年9月

定価8,000円（税別）576頁——

（特任研究員 行友 弥・ゆきとも わたる）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2015 . 8	54,359,268	3,406,472	35,611,419	12,516,205	57,686,683	18,395,437	4,778,834	93,377,159
2016 . 8	61,204,037	2,837,329	29,646,304	24,529,057	52,913,635	11,895,381	4,349,597	93,687,670
2017 . 8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
2018 . 8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
2019 . 8	66,186,946	1,052,440	32,100,839	20,572,848	52,098,016	17,258,105	9,411,256	99,340,225
2020 . 3	65,307,792	791,446	34,725,115	18,550,383	54,596,258	18,314,178	9,363,534	100,824,353
4	65,152,691	753,549	34,712,449	20,004,434	52,540,252	18,002,110	10,071,893	100,618,689
5	65,221,680	716,471	35,715,611	19,711,016	54,321,004	17,201,479	10,420,263	101,653,762
6	66,119,194	679,680	35,724,801	20,131,725	54,739,090	18,178,601	9,474,259	102,523,675
7	65,057,441	642,687	33,399,548	19,036,661	48,201,969	18,533,255	13,327,791	99,099,676
8	64,736,441	605,609	34,329,201	19,491,119	48,698,768	18,904,699	12,576,665	99,671,251

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年8月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	53,927,246	-	2,745,029	81	3,783	-	56,676,140
水 産 団 体	1,849,801	300	144,750	1	68	-	1,994,920
森 林 団 体	1,987	-	5,894	1	214	-	8,095
そ の 他 会 員	799	-	18,412	-	-	-	19,211
会 員 計	55,779,832	300	2,914,085	83	4,066	-	58,698,367
会 員 以 外 の 者 計	529,583	12,417	560,482	95,722	4,836,328	3,543	6,038,075
合 計	56,309,415	12,717	3,474,567	95,804	4,840,394	3,543	64,736,441

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 425,766百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年8月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系					
統					
団					
体					
等					
農 業 団 体	2,028,871	87,471	23,665	-	2,140,006
開 拓 団 体	-	-	-	-	-
水 産 団 体	50,336	2,830	11,928	-	65,094
森 林 団 体	1,946	1,302	2,915	-	6,163
そ の 他 会 員	1,000	510	20	-	1,530
会 員 小 計	2,082,153	92,113	38,527	-	2,212,794
その他系統団体等小計	143,444	9,156	51,660	-	204,261
計	2,225,597	101,269	90,187	-	2,417,055
関 連 産 業	4,977,624	61,425	1,008,140	1,410	6,048,599
そ の 他	9,642,112	26,522	770,414	-	10,439,046
合 計	16,845,333	189,216	1,868,741	1,410	18,904,700

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2020. 3	8,350,176	56,957,616	65,307,792	22,980	791,446
4	8,821,781	56,330,910	65,152,691	-	753,549
5	8,844,788	56,376,892	65,221,680	-	716,471
6	9,591,397	56,527,797	66,119,194	22,980	679,680
7	8,670,223	56,387,218	65,057,441	-	642,687
8	8,426,113	56,310,328	64,736,441	22,980	605,609
2019. 8	8,315,648	57,871,298	66,186,946	32,980	1,052,440

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2020. 3	39,368	18,511,015	54,596,258	11,151,007	1	-	171,668
4	60,719	19,943,715	52,540,252	11,656,327	-	-	181,963
5	32,422	19,678,593	54,321,004	11,897,768	-	-	183,510
6	29,580	20,102,144	54,739,090	12,124,633	7	-	181,647
7	28,064	19,008,597	48,201,969	11,902,699	-	-	198,846
8	69,592	19,421,527	48,698,768	12,184,506	1,025	-	189,216
2019. 8	86,232	20,486,616	52,098,016	10,499,904	10,223	-	166,853

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2020. 3	66,743,610	65,494,855	1,001,209	2,327,367	2,213,583
4	67,172,352	65,768,902	794,378	2,273,525	2,265,503
5	67,165,741	65,896,937	798,661	2,273,526	2,265,504
6	68,309,973	66,762,685	886,236	2,244,626	2,284,984
7	68,286,666	66,835,632	963,745	2,202,126	2,333,028
8	68,747,646	67,061,469	969,204	2,202,127	2,334,127
2019. 8	67,893,063	66,529,665	1,077,798	2,287,593	2,091,667

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2020. 2	38,924,463	66,018,839	104,943,302	689,759	610,847
3	39,005,305	65,109,487	104,114,792	708,356	624,718
4	39,656,024	64,997,736	104,653,760	717,630	634,346
5	39,755,791	65,152,493	104,908,284	730,238	646,479
6	40,752,656	65,620,960	106,373,616	719,774	635,946
7	40,501,368	65,851,920	106,353,288	730,689	647,021
2019. 7	36,805,170	67,758,187	104,563,357	702,293	614,672

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	792,594	4,040,198	29,869,343	100,824,353
-	1,082,929	4,040,198	29,589,322	100,618,689
-	1,253,284	4,040,198	30,422,129	101,653,762
-	1,863,806	4,040,198	29,797,817	102,523,675
-	1,959,811	4,040,198	27,399,539	99,099,676
-	2,229,264	4,040,198	28,036,759	99,671,251
-	2,288,454	4,040,198	25,739,207	99,340,225

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
16,824,382	1,316,200	1,926	18,314,178	54,330	9,309,203	100,824,353
16,279,081	1,539,293	1,772	18,002,110	21,362	10,050,531	100,618,689
15,502,425	1,513,344	2,198	17,201,479	75,257	10,345,007	101,653,762
15,992,028	2,003,199	1,726	18,178,601	43,092	9,431,161	102,523,675
16,475,278	1,857,605	1,525	18,533,255	373,220	12,954,571	99,099,676
16,845,332	1,868,740	1,409	18,904,699	158,055	12,417,585	99,671,251
15,963,861	1,124,971	2,418	17,258,105	1,678,566	7,722,467	99,340,225

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
83,374	43,233,677	43,170,054	50,000	1,133,199	20,306,202	8,206,788	1,876,836
91,042	43,447,860	43,389,447	55,000	1,236,983	19,055,582	8,209,927	1,884,185
77,840	43,336,834	43,276,598	60,000	1,260,065	19,184,682	8,276,155	1,880,306
78,712	44,366,865	44,310,222	70,000	1,239,869	19,351,403	8,349,971	1,903,021
80,898	43,956,094	43,899,189	68,000	1,250,214	19,587,317	8,410,417	1,906,316
77,881	44,050,402	43,992,317	58,000	1,252,625	19,961,353	8,462,386	1,904,527
68,720	45,280,163	45,235,279	25,000	1,155,075	18,564,315	7,828,066	1,780,604

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
419,042	79,642,171	79,431,088	3,968,182	1,397,270	21,969,312	141,875	603
433,826	78,929,265	78,711,455	4,030,806	1,449,727	22,009,899	144,932	603
491,866	79,342,276	79,129,802	4,119,790	1,499,998	21,950,776	144,648	585
422,506	79,334,458	79,111,525	4,180,777	1,547,514	22,093,999	144,482	585
458,111	80,711,143	80,499,994	4,311,034	1,652,863	22,095,573	143,678	585
461,347	80,513,256	80,308,410	4,394,535	1,690,352	22,117,341	143,378	585
446,878	79,746,378	79,531,430	3,823,174	1,357,820	21,942,640	155,074	609

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2020. 5	2,353,023	1,631,696	48,965	54,217	17,149	1,872,806	1,854,817	81,050	449,163
6	2,389,434	1,651,948	52,465	54,220	18,089	1,921,411	1,902,494	81,111	447,904
7	2,408,310	1,668,154	52,465	54,223	18,419	1,935,864	1,917,420	80,000	447,487
8	2,404,347	1,658,866	52,465	54,355	18,222	1,923,050	1,904,802	78,851	458,276
2019. 8	2,411,815	1,712,219	41,166	56,289	17,945	1,933,135	1,915,276	78,370	452,301

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2020 . 3	762,873	421,259	73,591	53,073	98,932	6,551	766,635	760,205	-	130,751	4,605	75
4	757,798	414,553	74,501	52,555	98,898	6,381	760,031	751,453	-	132,760	4,512	75
5	744,360	405,998	77,059	53,647	98,898	5,972	742,030	734,775	-	135,203	4,387	75
6	754,226	410,017	78,756	54,274	98,920	6,162	746,550	739,049	-	136,918	4,459	75
2019 . 6	760,669	415,951	80,653	57,177	98,345	5,590	757,613	749,984	-	142,340	5,401	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2017 . 3	984 ,244	622 ,288	3 ,433 ,657	2 ,543 ,180	657 ,873	1 ,379 ,128	199 ,392	
	2018 . 3	1 ,013 ,060	648 ,140	3 ,593 ,112	2 ,620 ,107	668 ,302	1 ,409 ,772	203 ,399	
	2019 . 3	1 ,032 ,245	664 ,436	3 ,755 ,950	2 ,681 ,866	655 ,093	1 ,434 ,772	207 ,220	
	2019 . 8	1 ,049 ,400	678 ,931	3 ,722 ,531	2 ,730 ,467	619 ,573	1 ,452 ,594	211 ,193	
	9	1 ,043 ,846	674 ,199	3 ,767 ,275	2 ,714 ,929	617 ,796	1 ,455 ,694	211 ,804	
	10	1 ,049 ,321	675 ,680	3 ,793 ,768	2 ,712 ,637	616 ,096	1 ,453 ,635	211 ,307	
	11	1 ,049 ,079	674 ,621	3 ,814 ,351	2 ,732 ,002	618 ,868	1 ,453 ,681	211 ,248	
	12	1 ,055 ,093	677 ,814	3 ,753 ,587	2 ,758 ,676	623 ,946	1 ,465 ,868	213 ,244	
	2020 . 1	1 ,047 ,745	672 ,692	3 ,808 ,503	2 ,731 ,782	616 ,518	1 ,452 ,520	212 ,091	
	2	1 ,049 ,433	674 ,094	3 ,809 ,838	2 ,751 ,312	621 ,150	1 ,459 ,611	212 ,742	
高	3	1 ,041 ,148	667 ,436	3 ,929 ,329	2 ,777 ,707	624 ,155	1 ,452 ,678	211 ,724	
	4	1 ,046 ,538	671 ,724	4 ,056 ,999	2 ,806 ,135	632 ,456	1 ,471 ,542	213 ,113	
	5	1 ,049 ,083	671 ,657	4 ,185 ,090	2 ,894 ,289	644 ,966	1 ,485 ,795	214 ,029	
	6	1 ,063 ,736	683 ,100	4 ,152 ,902	2 ,932 ,022	655 ,122	1 ,522 ,349	219 ,106	
	7	1 ,063 ,533	682 ,867	4 ,136 ,708	2 ,917 ,676	658 ,934	1 ,536 ,384	220 ,474	
	8 P	1 ,068 ,970	687 ,476	4 ,147 ,217	2 ,938 ,073	664 ,227	1 ,551 ,624	…	
	前 年 同 月 比 增 減 率	2017 . 3	2 .6	4 .2	6 .1	2 .4	2 .4	2 .3	1 .9
		2018 . 3	2 .9	4 .2	4 .6	3 .0	1 .6	2 .2	2 .0
2019 . 3		1 .9	2 .5	4 .5	2 .4	△2 .0	1 .8	1 .9	
2019 . 8		1 .2	1 .6	2 .3	3 .8	△4 .6	1 .4	2 .6	
9		0 .9	1 .4	3 .2	2 .9	△5 .6	1 .2	2 .4	
10		0 .9	1 .1	3 .5	3 .5	△5 .1	1 .3	2 .5	
11		1 .0	1 .2	3 .0	4 .1	△4 .7	1 .6	2 .6	
12		0 .8	0 .4	2 .6	4 .0	△4 .9	1 .4	2 .6	
2020 . 1		0 .7	0 .4	3 .4	4 .0	△4 .8	1 .3	2 .6	
2		0 .8	0 .7	3 .7	4 .5	△4 .3	1 .5	2 .7	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2017 . 3	203 ,821	52 ,646	1 ,846 ,555	1 ,918 ,890	502 ,652	691 ,675	106 ,382	
	2018 . 3	204 ,568	55 ,875	1 ,816 ,884	1 ,996 ,811	519 ,071	709 ,635	110 ,695	
	2019 . 3	207 ,386	59 ,768	1 ,934 ,688	2 ,082 ,899	517 ,558	719 ,838	114 ,920	
	2019 . 8	209 ,859	60 ,475	1 ,911 ,774	2 ,146 ,976	477 ,498	715 ,636	115 ,450	
		9	209 ,964	60 ,632	1 ,926 ,617	2 ,152 ,414	479 ,237	719 ,968	116 ,179
		10	210 ,115	61 ,671	1 ,915 ,480	2 ,154 ,842	478 ,288	716 ,750	116 ,045
		11	210 ,402	61 ,951	1 ,922 ,989	2 ,161 ,841	480 ,961	718 ,865	116 ,431
	2020 . 1	209 ,622	62 ,625	1 ,935 ,829	2 ,174 ,482	486 ,120	724 ,668	117 ,386	
		2	209 ,348	62 ,648	1 ,933 ,960	2 ,175 ,844	484 ,423	719 ,056	117 ,016
		2	209 ,942	62 ,723	1 ,933 ,070	2 ,180 ,347	486 ,002	720 ,874	117 ,412
		3	211 ,038	63 ,300	1 ,967 ,169	2 ,192 ,275	489 ,890	726 ,752	118 ,549
		4	210 ,979	63 ,257	2 ,037 ,198	2 ,206 ,143	491 ,428	728 ,510	118 ,466
5		212 ,392	63 ,958	2 ,095 ,619	2 ,233 ,805	498 ,099	739 ,405	119 ,827	
6		212 ,504	64 ,470	2 ,116 ,856	2 ,247 ,265	505 ,262	751 ,340	121 ,093	
7		213 ,166	65 ,041	2 ,099 ,520	2 ,261 ,937	510 ,189	761 ,914	122 ,212	
8 P	214 ,015	65 ,579	2 ,089 ,024	2 ,266 ,683	511 ,058	767 ,191	…		
前年	2017 . 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
	2018 . 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1	
	2019 . 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8	
同月比増減率	2019 . 8	1.9	7.0	1.5	5.7	△5.1	1.1	3.5	
		9	1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1
		10	2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2
		11	2.2	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	3.2
	2020 . 1	2.0	6.1	0.5	5.2	△5.3	1.0	3.0	
		1	1.9	5.9	1.5	5.4	△5.1	0.9	3.2
		2	2.0	5.9	1.7	5.5	△5.0	1.3	3.3
		3	1.8	5.9	1.7	5.3	△5.3	1.0	3.2
	2020 . 1	1.9	6.9	5.1	3.9	3.5	1.9	3.4	
		5	1.9	8.4	9.2	5.1	5.1	3.9	4.7
		6	1.7	8.9	9.9	5.3	6.0	5.1	5.5
		7	1.8	9.0	9.5	5.7	7.1	6.8	6.4
8 P	2.0	8.4	9.3	5.6	7.0	7.2	…		

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」閉鎖のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、上記ホームページに掲載した情報を国立国会図書館へ寄贈することといたしました。具体的には、全国から提供いただき公開しているホームページの情報を、

国立国会図書館 東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]

国立国会図書館 インターネット資料収集保存事業(WARP) [URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]

へ引き継ぐ準備を進めております。

このため、農中総研が運営するホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」は、2020年11月30日をもって閉鎖されることとなりますが、国立国会図書館のホームページにおいて、インターネット検索により同様の情報閲覧が可能ですので、併せてご案内申し上げます。

(2020年10月20日現在、掲載情報タイトル4,279件)

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録
東日本大震災アーカイブズ

文字サイズ変更 標準 拡大 サイトマップ リンク集 English

Google™ カスタム検索 検索

HOME 内容から探す 都道府県から探す 情報提供組織から探す 詳細検索

キーワード検索 検索 ご利用上の注意

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録
～ 東日本大震災アーカイブズ(現在進行形) ～

2011.3.11東日本大震災・福島第一原子力発電所事故は、広域にわたり農林漁業に甚大な被害をもたらしました。
このサイトは、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合など）が震災・原発事故からの復旧・復興にどのように取り組んでいるかの情報を、
過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために開設した、いわば現在進行形のアーカイブズです。

ご利用上の注意

被災状況 支援活動 復旧・復興への取り組み 原発関連

更新情報 Update RSS 更新情報一覧

すべて 被災状況 支援活動 復旧・復興への取り組み 原発関連

ツイート 33 いいね! 40

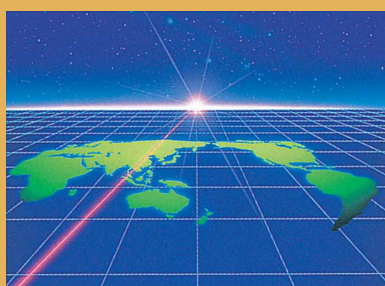
お知らせ News お知らせ一覧

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 年 11 月号第 73 卷第 11 号〈通巻 897 号〉11 月 1 日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社